

第79号議案

令和5年3月14日
任用給与課

東京都規則の一部改正等について (任用関係・給与関係・勤務時間関係)

標記の件について、下記Ⅰの東京都規則等の一部改正については、申請(別添1)のとおり承認し、下記Ⅱの人事委員会承認事項の一部改正等については、申請及び協議(別添2)のとおり、承認及び同意する。

記

Ⅰ 東京都規則等の一部改正(別添1)

- 1 警視庁職員任用規程の一部改正
- 2 東京消防庁職員任用規程の一部改正
- 3 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 4 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 5 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 6 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 7 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 8 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則
- 9 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

Ⅱ 人事委員会承認事項の一部改正等(別添2)

- 1 正規の勤務時間の特例について(知事外8任命権者)
- 2 週休日の特例について(知事外8任命権者)
- 3 再任用職員の採用(更新)選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて(知事外11任命権者)
- 4 会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について(知事外9任命権者)

I 東京都規則等の一部改正

1 警視庁職員任用規程の一部改正

地方公務員法の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
規 定 整 備 第3条(8) 第4条 第7条 第36条の2	【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 「再任用職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」 「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項」 →「法第22条の4第1項」
定年前再任用短時間勤務職員の採用 目次 第3節	【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 節名の改正 「再任用」→「定年前再任用短時間勤務職員の採用」
採 用 の 方 法 第9条の2 第1項 第2項 別表第3の2	【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 定年前再任用短時間勤務職員は、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、警察官は巡査部長以下の階級、警察行政職員は警視庁警察行政職員主任職任用規程に定める主任の職以下において採用するものとする。 ○ 「再任用職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」
任 期 第9条の3 見出し 第1項 第2項(削除) 第3項(削除)	【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「任期等」→「任期」 ○ 定年前再任用短時間勤務職員の任期は、採用の日から職員の定年等に関する条例第13条ただし書に規定する定年退職日相当日までとする。 ○ 現行再任用制度に係る規定を削除
定年前再任用等選考委員会 第36条の3	【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 「再任用等選考委員会」→「定年前再任用等選考委員会」 「再任用職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」 「選考を行わせる」→「採用選考を行わせる」
第6条第3項に規定する者の採用選考基準及び選考方法 別表第1の2	【定年引上げに伴う採用選考基準の年齢の見直し】 警察官の再採用の選考基準の年齢を「60歳未満」から「65歳未満」に引上げ

特別捜査官の採用選考基準及び選考方法 別表第1の3	【定年引上げに伴う採用選考基準の年齢の見直し】 階級が警部補以下である特別捜査官の選考基準の年齢を「60歳未満」から「65歳未満」に引上げ
警察行政職員の採用選考基準 別表第3	【定年引上げに伴う採用選考基準の年齢の見直し】 音楽指導、看護師（看護師の免許を有する者）及び業務の職種における選考基準の年齢を「60歳未満」から「65歳未満」に引上げ
昇任基準 別表第9の2	【管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う特別昇任の基準の見直し】 ○ 管理監督職勤務上限年齢制により降任した者に対する特例昇任は、降任前の階級（職）を基準として行うことができる特例を規定 ○ 文言整備 「さかのぼって」→「遡って」
規定整備 別表第9の3 別表第10 別表第11	【昇任試験・選考における術技要件の規定整備】 「逮捕術及び拳銃操法が有級の者」 →「逮捕術が1級以上及び拳銃操法が有級の者」 「逮捕術上級の者」→「逮捕術が4段以上の者」
規定整備 別表第15 別表第16 別表第22 別表第23 別表第24	【定年引上げに伴う昇任選考の年齢の見直し】 ○ 係長職昇任選考（技能系・業務系）の選考資格及び警察行政職員（自動車整備等の職種）の指定係長職昇任の昇任資格を「58歳未満」から「63歳未満」に引上げ ○ 副主査職昇任選考（技能系・業務系）、2級職昇任選考（技能Ⅱ等の職種）及び3級職昇任選考（技能Ⅱ等の職種）の選考資格を「60歳未満」から「65歳未満」に引上げ
施行期日 附則第1項	令和5年4月1日

経過措置

附則第2項

附則第3項

附則第4項

○ 暫定再任用職員（フルタイム。以下同じ。）及び暫定再任用短時間勤務職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなして、規程を適用する。ただし、暫定再任用職員における第9条の2の適用については、「警察官は巡査部長以下の階級、警察行政職員は主任の職以下」とあるのは「退職時の階級又は職以下」とする。

○ 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の任期は1年以内とする。

○ 施行日から令和13年3月31日までの間における、採用選考及び昇任選考等における年齢の経過措置を規定

・別表第1の2、別表第1の3、別表第3、別表第22、別表第23及び別表第24

（本則）65歳

（経過措置）

年度（令和）	5・6	7・8	9・10	11・12
年齢（未満）	61	62	63	64

・別表第15及び別表第16

（本則）63歳

（経過措置）

年度（令和）	5・6	7・8	9・10	11・12
年齢（未満）	59	60	61	62

2 東京消防庁職員任用規程の一部改正

地方公務員法の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
用語の定義 第2条(2) (12)	【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備等】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「再任用職員 再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）した職員をいう。」 → 「定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用（法第22条の4第1項の規定により採用することをいう。）した職員をいう。」 ○ 勤務年数の定義から「昭和23年3月7日以前の警視庁、皇宮警察部から引き続き東京消防庁に在職する者」についての規定を削除
規定整備 第3条 第4条 第5条 第8条 第9条	【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 「再任用職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」 「再任用のための選考」→「定年前再任用のための選考」 「再任用」→「定年前再任用」
規定整備 別表第1の2 別表第8	【規定整備】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 再採用の採用基準の年齢の文言を整備 「定年年齢未満」→「65歳未満」 ○ 任用資格基準において、再採用者が、上位の職に任用されるために必要な在級年数は、当該採用時からの在級年数とする規定を追加
一般職員の採用の基準及び方法 別表第2	【定年引上げに伴う採用基準の年齢の見直し等】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 看護師（看護師免許を有する者）の職種における採用基準の年齢を「60歳未満」から「65歳未満」に引上げ ○ 試験職種の区分からⅡ類事務を削除
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員の採用基準及び方法 別表第3	【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「再任用職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」 ○ 定年前再任用短時間勤務職員の採用基準を「年齢60歳に達した日以後に退職した者で、その者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者」と規定

<p>一般職員（技能系・業務系）昇任 選考実施基準 別表第20</p>	<p>【定年引上げに伴う昇任選考の年齢の見直し等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2級職昇任選考並びに3級職昇任選考のうち担任整備長選考及び担任技能長選考の受験資格の年齢を「60歳未満」から「65歳未満」に引上げ ○ 3級職昇任選考のうち整備長選考及び4級職昇任選考の受験資格の年齢を「58歳未満」から「63歳未満」に引上げ ○ 2級職昇任選考の選考方法について、現行の面接考査及び人事評価に、小論文を追加 																																			
<p>特例昇任の基準 別表第28</p>	<p>【管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う特例昇任の基準の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理監督職勤務上限年齢制により降任した者に対する特例昇任は、降任前の階級を基準として取扱うことを規定 																																			
<p>施行期日 附則第1項</p>	<p>令和5年4月1日</p>																																			
<p>経過措置 附則第2項 附則第3項 附則第4項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。ただし、第5条については適用除外とし、採用基準及び方法については、次のとおりとする。 ○ 令和12年度までの間における採用選考及び昇任選考における年齢の経過措置を規定 <table border="1" data-bbox="587 1126 1461 1420"> <tr> <td>採用基準</td> <td colspan="4">職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第75号）附則第3条及び第4条の規定による</td> </tr> <tr> <td>採用方法</td> <td colspan="4">退職前（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員として従事した期間を含む。）の人事評価、面接考査、健康・体力審査</td> </tr> <tr> <td>採用時の階級（職）等</td> <td colspan="4">退職時の階級（職）又は下位の階級（職）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第1の2、別表第2、別表第20 （本則）65歳 （経過措置） <table border="1" data-bbox="587 1561 1461 1630"> <tr> <td>年度</td> <td>5・6</td> <td>7・8</td> <td>9・10</td> <td>11・12</td> </tr> <tr> <td>受験上限年齢（歳）</td> <td>61</td> <td>62</td> <td>63</td> <td>64</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第20 （本則）63歳 （経過措置） <table border="1" data-bbox="587 1771 1461 1841"> <tr> <td>年度</td> <td>5・6</td> <td>7・8</td> <td>9・10</td> <td>11・12</td> </tr> <tr> <td>受験上限年齢（歳）</td> <td>59</td> <td>60</td> <td>61</td> <td>62</td> </tr> </table>	採用基準	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第75号）附則第3条及び第4条の規定による				採用方法	退職前（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員として従事した期間を含む。）の人事評価、面接考査、健康・体力審査				採用時の階級（職）等	退職時の階級（職）又は下位の階級（職）				年度	5・6	7・8	9・10	11・12	受験上限年齢（歳）	61	62	63	64	年度	5・6	7・8	9・10	11・12	受験上限年齢（歳）	59	60	61	62
採用基準	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第75号）附則第3条及び第4条の規定による																																			
採用方法	退職前（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員として従事した期間を含む。）の人事評価、面接考査、健康・体力審査																																			
採用時の階級（職）等	退職時の階級（職）又は下位の階級（職）																																			
年度	5・6	7・8	9・10	11・12																																
受験上限年齢（歳）	61	62	63	64																																
年度	5・6	7・8	9・10	11・12																																
受験上限年齢（歳）	59	60	61	62																																

3 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

令和4年の人事委員会勧告等に伴う給与条例の改正により、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容																																											
<p>成 績 率 第3条の4第1項</p>	<p>【成績率の範囲の改正】</p> <p>令和5年6月以降の各支給期における支給月数の改正に伴い、成績率の上限と下限を改正</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(参考) 支給額 = 給与月額 × 期間率 × 成績率</p> </div> <p>○ 令和5年6月期以降の成績率の範囲</p> <table border="1" data-bbox="478 705 1460 1198"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">成績率の範囲</th> <th rowspan="2">(参考：改正後) 条例に定める 支給割合</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定職</td> <td>0.9680 ~ 1.3199</td> <td>1.0120 ~ 1.3799</td> <td>1.100月</td> </tr> <tr> <td>部長級</td> <td>0 ~ 2.05</td> <td>0 ~ 2.05</td> <td>1.375月</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>0 ~ 2.15</td> <td>0 ~ 2.20</td> <td>1.275月</td> </tr> <tr> <td>課長代理級</td> <td>0.95675 ~ 1.60</td> <td>1.00125 ~ 1.65</td> <td rowspan="2">1.075月</td> </tr> <tr> <td>主任以下等</td> <td>0.9675 ~ 1.50</td> <td>1.0125 ~ 1.55</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">定 年 前 再 任 用</td> <td>指定職</td> <td>0.5060 ~ 0.6899</td> <td>0.5280 ~ 0.7199</td> <td>0.575月</td> </tr> <tr> <td>管理職</td> <td>0.55625 ~ 0.90</td> <td>0.5785 ~ 1.00</td> <td>0.625月</td> </tr> <tr> <td>監督職</td> <td>0.46725 ~ 0.65</td> <td>0.4895 ~ 0.65</td> <td rowspan="2">0.525月</td> </tr> <tr> <td>一般職</td> <td>0.4725 ~ 0.60</td> <td>0.4950 ~ 0.65</td> </tr> </tbody> </table>				成績率の範囲		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合	改正後	現行	指定職	0.9680 ~ 1.3199	1.0120 ~ 1.3799	1.100月	部長級	0 ~ 2.05	0 ~ 2.05	1.375月	課長級	0 ~ 2.15	0 ~ 2.20	1.275月	課長代理級	0.95675 ~ 1.60	1.00125 ~ 1.65	1.075月	主任以下等	0.9675 ~ 1.50	1.0125 ~ 1.55	定 年 前 再 任 用	指定職	0.5060 ~ 0.6899	0.5280 ~ 0.7199	0.575月	管理職	0.55625 ~ 0.90	0.5785 ~ 1.00	0.625月	監督職	0.46725 ~ 0.65	0.4895 ~ 0.65	0.525月	一般職	0.4725 ~ 0.60	0.4950 ~ 0.65
	成績率の範囲		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合																																									
	改正後	現行																																										
指定職	0.9680 ~ 1.3199	1.0120 ~ 1.3799	1.100月																																									
部長級	0 ~ 2.05	0 ~ 2.05	1.375月																																									
課長級	0 ~ 2.15	0 ~ 2.20	1.275月																																									
課長代理級	0.95675 ~ 1.60	1.00125 ~ 1.65	1.075月																																									
主任以下等	0.9675 ~ 1.50	1.0125 ~ 1.55																																										
定 年 前 再 任 用	指定職	0.5060 ~ 0.6899	0.5280 ~ 0.7199	0.575月																																								
	管理職	0.55625 ~ 0.90	0.5785 ~ 1.00	0.625月																																								
	監督職	0.46725 ~ 0.65	0.4895 ~ 0.65	0.525月																																								
	一般職	0.4725 ~ 0.60	0.4950 ~ 0.65																																									
<p>施 行 期 日 附則</p>	<p>令和5年4月1日</p>																																											

4 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

「I」の「3」と同様の改正を行う。

5 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

福祉局及び保健医療局の設置に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
別 表 別表イ ロ	【福祉局及び保健医療局設置に伴う規定整備】 福祉保健局の組織再編に伴い、別表の規定を整備
施 行 期 日 附則	令和5年7月1日

<参考>

現行（令和5年1月）

福 祉 保 健 局	
総 務 部	
企 画 部	
指 導 監 査 部	
医 療 政 策 部	
保 健 政 策 部	
生 活 福 祉 部	
高 齢 社 会 対 策 部	
少 子 社 会 対 策 部	
障 害 者 施 策 推 進 部	
健 康 安 全 部	
感 染 症 対 策 部	
都 立 病 院 支 援 部	

改正案（令和5年7月）

福 祉 局	
総 務 部	
企 画 部	
指 導 監 査 部	
生 活 福 祉 部	
子 供 ・ 子 育 て 支 援 部	
高 齢 者 施 策 推 進 部	
障 害 者 施 策 推 進 部	

保 健 医 療 局	
総 務 部	
企 画 部	
保 健 政 策 部	
医 療 政 策 部	
都 立 病 院 支 援 部	
健 康 安 全 部	
感 染 症 対 策 部	

6 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福祉局及び保健医療局の設置に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
別 表 手当番号3(1) 手当番号4(2)	【福祉局及び保健医療局設置に伴う規定整備】 ○ 防疫等業務手当 「福祉保健局感染症対策部」 → 「保健医療局感染症対策部」 ○ 精神神経疾患診療等業務手当 「福祉保健局障害者施策推進部保健医療課」 → 「福祉局障害者施策推進部保健医療課」
施 行 期 日 附則第1項	令和5年7月1日
経 過 措 置 附則第2項 3項	○ 施行日前に従事した業務について、施行日以後に支給する場合 → 従前の例による。 ○ 二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

7 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
第一種報酬の特例 本体附則第5項	【文言整備】 ○ 「失効する日」の読替えを削除 ○ 読替え削除に伴う文言整備
施行期日 附則	公布の日（令和5年3月31日）

8 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

常勤職員の給与改定に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容																																		
別 表 第 3	<p>【報酬額の改正】</p> <table border="1" data-bbox="561 430 1374 1249"> <thead> <tr> <th data-bbox="561 430 874 577" rowspan="2">経験年数</th> <th colspan="2" data-bbox="874 430 1374 504">時間額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="874 504 1141 577">(現行)</th> <th data-bbox="1141 504 1374 577">(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="561 577 874 651">9年以上10年未満</td> <td data-bbox="874 577 1141 651">2,580円</td> <td data-bbox="1141 577 1374 651">2,590円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="561 651 874 725">10年以上11年未満</td> <td data-bbox="874 651 1141 725">2,660円</td> <td data-bbox="1141 651 1374 725">2,670円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="561 725 874 799">11年以上12年未満</td> <td data-bbox="874 725 1141 799">2,780円</td> <td data-bbox="1141 725 1374 799">2,790円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="561 799 874 873">12年以上13年未満</td> <td data-bbox="874 799 1141 873">2,860円</td> <td data-bbox="1141 799 1374 873">2,870円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="561 873 874 947">13年以上14年未満</td> <td data-bbox="874 873 1141 947">2,960円</td> <td data-bbox="1141 873 1374 947">2,970円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="561 947 874 1021">14年以上15年未満</td> <td data-bbox="874 947 1141 1021">3,050円</td> <td data-bbox="1141 947 1374 1021">3,060円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="561 1021 874 1095">15年以上16年未満</td> <td data-bbox="874 1021 1141 1095">3,150円</td> <td data-bbox="1141 1021 1374 1095">3,160円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="561 1095 874 1169">16年以上17年未満</td> <td data-bbox="874 1095 1141 1169">3,250円</td> <td data-bbox="1141 1095 1374 1169">3,260円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="561 1169 874 1249">17年以上</td> <td data-bbox="874 1169 1141 1249">3,350円</td> <td data-bbox="1141 1169 1374 1249">3,360円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="561 1256 1441 1361">※経験年数「1年未満」から「8年以上9年未満」の区分は改正なし</p>			経験年数	時間額		(現行)	(改正後)	9年以上10年未満	2,580円	2,590円	10年以上11年未満	2,660円	2,670円	11年以上12年未満	2,780円	2,790円	12年以上13年未満	2,860円	2,870円	13年以上14年未満	2,960円	2,970円	14年以上15年未満	3,050円	3,060円	15年以上16年未満	3,150円	3,160円	16年以上17年未満	3,250円	3,260円	17年以上	3,350円	3,360円
経験年数	時間額																																		
	(現行)	(改正後)																																	
9年以上10年未満	2,580円	2,590円																																	
10年以上11年未満	2,660円	2,670円																																	
11年以上12年未満	2,780円	2,790円																																	
12年以上13年未満	2,860円	2,870円																																	
13年以上14年未満	2,960円	2,970円																																	
14年以上15年未満	3,050円	3,060円																																	
15年以上16年未満	3,150円	3,160円																																	
16年以上17年未満	3,250円	3,260円																																	
17年以上	3,350円	3,360円																																	
施 行 期 日 附則	令和5年4月1日																																		

9 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

常勤職員の給与改定に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容												
別 表 第 3	<p>【報酬額（月額）の改正】</p> <table border="1" data-bbox="561 430 1374 730"> <thead> <tr> <th data-bbox="561 430 874 577" rowspan="2">一日の勤務時間</th> <th colspan="2" data-bbox="874 430 1374 506">報酬額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="874 506 1139 577">(現行)</th> <th data-bbox="1139 506 1374 577">(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="561 577 874 654">7 時間45分</td> <td data-bbox="874 577 1139 654">194, 400円</td> <td data-bbox="1139 577 1374 654">194, 800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="561 654 874 730">5 時間</td> <td data-bbox="874 654 1139 730">141, 100円</td> <td data-bbox="1139 654 1374 730">141, 400円</td> </tr> </tbody> </table>		一日の勤務時間	報酬額		(現行)	(改正後)	7 時間45分	194, 400円	194, 800円	5 時間	141, 100円	141, 400円
一日の勤務時間	報酬額												
	(現行)	(改正後)											
7 時間45分	194, 400円	194, 800円											
5 時間	141, 100円	141, 400円											
施 行 期 日 附則	令和5年4月1日												

II 人事委員会承認事項の一部改正等

1 正規の勤務時間の特例について

(知事・教育委員会・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・東京海区漁業調整委員会・警視庁・東京消防庁)

地方公務員法の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 目	内 容
1 設定基準 2 対象職員 3 理由	<p>【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】</p> <p>「再任用短時間勤務職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」 「再任用短時間勤務時間数」→「定年前再任用短時間勤務時間数」</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>(参考) 正規の勤務時間の特例の設定基準の概要</p> <p>(1)交替制等の職場では、4週間以内の期間について、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の1週間の正規の勤務時間の平均を15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定める時間(以下「<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>」という。)とすれば、ある週の正規の勤務時間が、<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>を超え、又は<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>に満たないことができる。</p> <p>(2)週休日変更した場合に、4週間以内の期間について1週間当たりの正規の勤務時間(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、ある週の正規の勤務時間)が、38時間45分(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>。以下同じ。)を超え、又は38時間45分に満たないことができる。</p> </div>
4 適用年月日	令和5年4月1日
5 経過措置	<p>【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】</p> <p>暫定再任用短時間勤務職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして規定を適用</p>

2 週休日の特例について

(知事・教育委員会・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・東京海区漁業調整委員会・警視庁・東京消防庁)

地方公務員法の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 目	内 容
1 設定基準	<p>【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】</p> <p>「再任用短時間勤務職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 10px;"> <p>(参考) 週休日の特例の設定基準の概要</p> <p>(1) 交替制等の職場では、週休日を、4週間について、4日以上8日以下とすることができる。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、4週間について、8日に、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日※の日数を加えることができる。</p> <p>(2) 週休日の変更を行った場合には、週休日がある4週間については8日(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日※の日数を加えた日。以下同じ)を超え、又は8日に満たないことができる。</p> <p>※条例第4条第1項に基づき、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、平日において週休日を設けることができる</p> </div>
4 適用年月日	<p>令和5年4月1日</p>
5 経過措置	<p>【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】</p> <p>暫定再任用短時間勤務職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして規定を適用</p>

3 再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて

（知事・教育委員会・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・東京海区漁業調整委員会・警視庁・東京消防庁・交通局・水道局・下水道局）

地方公務員法の改正等に伴い、所要の改正等を行う。

項 目	内 容
件 名	<p>【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】</p> <p>「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて」</p> <p>→ 「定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて」</p>
1 申請内容	<p>【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】</p> <p>退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除</p>
2 申請理由	<p>【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】</p> <p>法改正に伴い根拠条文等の規定を整備</p>
3 適用年月日	令和5年4月1日
4 経過措置	<p>【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】</p> <p>定年退職予定者等が暫定再任用職員の採用選考を受験する場合又は暫定再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合は、定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合とみなす。</p>

※東京海区漁業調整委員会については、新たに、職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除について同意・承認する。

※交通局、水道局及び下水道局については、職務専念義務の免除のみについて同意する。

4 会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について
 (知事・教育委員会・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・東京消防庁・交通局・
 水道局・下水道局)

地方公務員法の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 目	内 容
別 表 項番15	【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】 「Ⅱ」の「3」の件名の改正に伴う文言整備 「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて」 → 「定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて」
適 用 年 月 日	令和5年4月1日

※交通局、水道局及び下水道局については、職務専念義務の免除のみについて同意する。

監. 警. 人 1. 企第 1 3 8 6 号

令和 5 年 3 月 9 日

東京都人事委員会 殿

警視総監 小島 裕史

(公 印 省 略)

警視庁職員任用規程の一部改正について（申請）
みだしのことについては、下記のとおり申請します。

記

1 改正する規程

警視庁職員任用規程（昭和 6 1 年 3 月 2 7 日訓令甲第 3 号）

2 改正の理由

地方公務員法改正による定年引上げに伴う規定整備が必要なため。

3 改正案文

別添のとおり

4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

4 人 人 第 2 1 0 0 号
令 和 5 年 3 月 9 日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 清水 洋文
(公印省略)

東京消防庁職員任用規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1 改正の趣旨

地方公務員法の改正による定年の引上げに伴い、規定整備が必要なため

2 改正の概要

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員制の導入に伴う文言整備（第2条第1号及び第2号、第3条～第5条、第8条、第9条、別表第3）
- (2) 看護師採用選考における受験上限年齢の引上げ（別表第2）
- (3) 一般職員（技能系・業務系）昇任選考における受験上限年齢の引上げ及び選考方法の見直し（別表第20）
- (4) 管理監督職勤務上限年齢制における特例昇任基準の取扱いの追加（別表第28）
- (5) その他所要の整備

3 施行期日

令和5年4月1日

問合せ先

人事部人事課人事係 千田 今関
電話 3212-2111 内線 3123 3149

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

東京都規則の一部改正について（申請）

このことについて、組織改正等に伴い、下記のとおり規則の改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第9条第3項、第18条及び第21条の2第4項、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年東京都条例第56号）第6条並びに改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年東京都条例第12号）第45条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

- (1) 職員の給料の調整額に関する規則（昭和47年東京都規則第161号）
- (2) 職員の給与に関する条例施行規則（昭和37年東京都規則第172号）
- (3) 職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）
- (4) 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）
- (5) 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成9年東京都規則第51号）

2 改正理由

組織改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

4 教人勤第 3 8 9 号

令和 5 年 3 月 9 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

学校職員の給与に関する条例施行規則の改正等について（申請）

このことについて、年間休日数の変更等に伴い、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）第20条等の規定に基づき承認方申請します。

名 称	番号	根拠規定	備考
学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第20条	承認申請
学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第24条の 2第2項	承認申請

4 教人勤第 3 6 8 号

令和 5 年 3 月 9 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則等の一部改正について（申請）

このことについて、報酬額の改定に伴い、所要の改正を行う必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）第6条等の規定に基づき承認方申請します。

改正する規則	番号	根拠規定	備考
都立学校等に勤務する時間講師に関する規則	教委規則 第 号	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第6条第1項	承認申請
都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則	教委規則 第 号	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第11条第1項	承認申請

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小 池 百 合 子
(公印省略)

「正規の勤務時間の特例について」及び「週休日の特例について」の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年東京都条例第 7 8 号）による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 1 5 号）第 2 条第 4 項及び第 4 条第 2 項の規定に基づく貴委員会の承認が得られるよう申請します。

記

1 改正部分

- (1) 「正規の勤務時間の特例について（平成 7 年 3 月 29 日 6 人委任第 239 号承認）」：別紙 1 のとおり
- (2) 「週休日の特例について（平成 7 年 3 月 29 日 6 人委任第 239 号承認）」：別紙 2 のとおり

2 改正理由

地方公務員法の改正による定年の引上げに伴い、規定整備が必要となるため

3 改正年月日

令和 5 年 4 月 1 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公 印 省 略)

「正規の勤務時間の特例について」及び「週休日の特例について」の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年東京都条例第 78 号）による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 2 条第 4 項及び第 4 条第 2 項の規定に基づく貴委員会の承認が得られるよう申請します。

記

1 改正部分

- (1) 「正規の勤務時間の特例について（平成 7 年 3 月 29 日 6 人委任第 239 号承認）」：別紙 1 のとおり
- (2) 「週休日の特例について（平成 7 年 3 月 29 日 6 人委任第 239 号承認）」：別紙 2 のとおり

2 改正理由

地方公務員法の改正による定年の引上げに伴い、規定整備が必要となるため

3 改正年月日

令和 5 年 4 月 1 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公印省略)

「正規の勤務時間の特例について」及び「週休日の特例について」の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正したいので、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年東京都条例第 90 号）による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 45 号）第 3 条第 4 項及び第 5 条第 2 項の規定に基づく貴委員会の承認が得られるよう申請します。

記

1 改正部分

- (1) 「正規の勤務時間の特例について（平成 7 年 3 月 29 日 6 人委任第 239 号承認）」：別紙 1 のとおり
- (2) 「週休日の特例について（平成 7 年 3 月 29 日 6 人委任第 239 号承認）」：別紙 2 のとおり

2 改正理由

地方公務員法の改正による定年の引上げに伴い、規定整備が必要となるため

3 改正年月日

令和 5 年 4 月 1 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長
三宅しげき
(公印省略)

「正規の勤務時間の特例について」及び「週休日の特例について」の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第78号）による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第2条第4項及び第4条第2項の規定に基づく貴委員会の承認が得られるよう申請します。

記

1 改正部分

- (1) 「正規の勤務時間の特例について（平成7年3月29日6人委任第239号承認）」：別紙1のとおり
- (2) 「週休日の特例について（平成7年3月29日6人委任第239号承認）」：別紙2のとおり

2 改正理由

地方公務員法の改正による定年の引上げに伴い、規定整備が必要となるため

3 改正年月日

令和5年4月1日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員
茂 垣 之 雄
(公印省略)

「正規の勤務時間の特例について」及び「週休日の特例について」の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第78号）による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第2条第4項及び第4条第2項の規定に基づく貴委員会の承認が得られるよう申請します。

記

1 改正部分

- (1) 「正規の勤務時間の特例について（平成7年3月29日6人委任第239号承認）」：別紙1のとおり
- (2) 「週休日の特例について（平成7年3月29日6人委任第239号承認）」：別紙2のとおり

2 改正理由

地方公務員法の改正による定年の引上げに伴い、規定整備が必要となるため

3 改正年月日

令和5年4月1日

4選総第1200号
令和5年3月9日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野正明
(公印省略)

「正規の勤務時間の特例について」及び「週休日の特例について」の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第78号）による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第2条第4項及び第4条第2項の規定に基づく貴委員会の承認が得られるよう申請します。

記

1 改正部分

- (1) 「正規の勤務時間の特例について（平成7年3月29日6人委任第239号承認）」：別紙1のとおり
- (2) 「週休日の特例について（平成7年3月29日6人委任第239号承認）」：別紙2のとおり

2 改正理由

地方公務員法の改正による定年の引上げに伴い、規定整備が必要となるため

3 改正年月日

令和5年4月1日

4人委総第934号
令和5年3月9日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会
委員長 青山 侑
(公印省略)

「正規の勤務時間の特例について」及び「週休日の特例について」の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第78号）による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第2条第4項及び第4条第2項の規定に基づく貴委員会の承認が得られるよう申請します。

記

1 改正部分

- (1) 「正規の勤務時間の特例について（平成7年3月29日6人委任第239号承認）」：別紙1のとおり
- (2) 「週休日の特例について（平成7年3月29日6人委任第239号承認）」：別紙2のとおり

2 改正理由

地方公務員法の改正による定年の引上げに伴い、規定整備が必要となるため

3 改正年月日

令和5年4月1日

4東京漁調第143号
令和5年3月9日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会
会長 有元 貴文
(公印省略)

「正規の勤務時間の特例について」及び「週休日の特例について」の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第78号）による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第2条第4項及び第4条第2項の規定に基づく貴委員会の承認が得られるよう申請します。

記

1 改正部分

- (1) 「正規の勤務時間の特例について（平成16年11月24日付16人委任第114号承認）」：別紙1のとおり
- (2) 「週休日の特例について（平成16年11月24日付16人委任第114号承認）」：別紙2のとおり

2 改正理由

地方公務員法の改正による定年の引上げに伴い、規定整備が必要となるため

3 改正年月日

令和5年4月1日

東京都人事委員会 殿

警視総監 小島 裕史
(公印省略)

「正規の勤務時間の特例について」及び「週休日の特例について」の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第78号）による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第2条第4項及び第4条第2項の規定に基づく貴委員会の承認が得られるよう申請します。

記

1 改正部分

- (1) 「正規の勤務時間の特例について（平成7年3月29日6人委任第239号承認）」：別紙1のとおり
- (2) 「週休日の特例について（平成7年3月29日6人委任第239号承認）」：別紙2のとおり

2 改正理由

地方公務員法の改正による定年の引上げに伴い、規定整備が必要となるため

3 改正年月日

令和5年4月1日

4 人 職 第 1 3 1 6 号
令 和 5 年 3 月 9 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 消 防 庁
消 防 総 監 清 水 洋 文
(公 印 省 略)

「正規の勤務時間の特例について」及び「週休日の特例について」の一部改正について
(申請)

このことについて、下記のとおり改正したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第78号）による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第2条第4項及び第4条第2項の規定に基づく貴委員会の承認が得られるよう申請します。

記

1 改正部分

- (1) 「正規の勤務時間の特例について（平成7年3月29日6人委任第239号承認）」
別紙1のとおり
- (2) 「週休日の特例について（平成7年3月29日6人委任第239号承認）」
別紙2のとおり

2 改正理由

地方公務員法の改正による定年の引上げに伴い、規定整備が必要となるため

3 改正年月日

令和5年4月1日

東京都人事委員会殿

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 1 号）第 2 条第 7 号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第 3 条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 3 号）第 2 条別表第 14 号の承認を得たく、申請します。

記

- 1 改正部分
別紙 1 のとおり
- 2 改正理由
令和 5 年 4 月 1 日付地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行等により、現行の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制等の導入が行われることとなったため。
- 3 会計年度任用職員に関する取扱い
「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成 27 年 3 月 24 日付 26 人委任第 175 号同意・承認）を別紙 2 のとおり改正する。
- 4 改正年月日
令和 5 年 4 月 1 日

4 教総総第 2904 号
令和 5 年 3 月 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公 印 省 略)

「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14号及び「学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則」（昭和31年東京都教育委員会規則第23号）第2条別表第15号の承認を得たく、申請します。

記

1 改正部分

別紙1のとおり

2 改正理由

令和5年4月1日付地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行等により、現行の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制等の導入が行われることとなったため。

3 会計年度任用職員に関する取扱い

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）を別紙2のとおり改正し、「時間講師及び日勤講師の職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）を別紙3のとおり改正する。

4 改正年月日

令和5年4月1日

東京都人事委員会殿

東京都議会議長
三宅しげき
(公印省略)

「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14号の承認を得たく、申請します。

記

- 1 改正部分
別紙1のとおり
- 2 改正理由
令和5年4月1日付地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行等により、現行の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制等の導入が行われることとなったため。
- 3 会計年度任用職員に関する取扱い
「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）を別紙2のとおり改正する。
- 4 改正年月日
令和5年4月1日

東京都人事委員会殿

東京都代表監査委員
茂垣 之雄
(公印省略)

「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14号の承認を得たく、申請します。

記

- 1 改正部分
別紙1のとおり
- 2 改正理由
令和5年4月1日付地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行等により、現行の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制等の導入が行われることとなったため。
- 3 会計年度任用職員に関する取扱い
「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）を別紙2のとおり改正する。
- 4 改正年月日
令和5年4月1日

東京都人事委員会殿

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野 正明
(公印省略)

「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14号の承認を得たく、申請します。

記

- 1 改正部分
別紙1のとおり
- 2 改正理由
令和5年4月1日付地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行等により、現行の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制等の導入が行われることとなったため。
- 3 会計年度任用職員に関する取扱い
「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）を別紙2のとおり改正する。
- 4 改正年月日
令和5年4月1日

東京都人事委員会殿

東京都人事委員会
委員長 青山 侑
(公印省略)

「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14号の承認を得たく、申請します。

記

1 改正部分
別紙1のとおり

2 改正理由
令和5年4月1日からの地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行等により、現行の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制等の導入が行われることとなったため。

3 会計年度任用職員に関する取扱い
「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）を別紙2のとおり改正する。

4 改正年月日
令和5年4月1日

東京都人事委員会殿

東京海区漁業調整委員会
会長 有元 貴文
(公印省略)

定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員の服務及び給与の
取扱いについて (協議・申請)

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」(昭和 27 年
東京都人事委員会規則第 1 号) 第 2 条第 7 号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除するこ
ととしたいので、同規則第 3 条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の
基準」(昭和 27 年東京都人事委員会規則第 3 号) 第 2 条別表第 14 号の承認を得たく、申請します。

記

1 申請内容

退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合における必要最小限度の
時間の職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除

2 申請理由

定年前再任用短時間勤務制は、地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定において、任命権者が当
該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規
則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとされているも
のであること。

この選考は、任命権者が定年前再任用の希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能
力があり適当と認める場合には、その知識・経験を都政に活用することを目的に実施するものであ
ること。

3 実施年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 暫定再任用職員に関する取扱い

地方公務員法の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 63 号) 附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項
又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により定年退職予定者等が暫定再任用職員の採用選考を
受験する場合又は、同法附則第 4 条第 3 項又は第 6 条第 3 項の規定により暫定再任用職員が任期の
更新に係る選考を受験する場合は、1 の退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受
験する場合とみなす。

監. 警. 人1. 監第1330号
令和5年3月8日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監
小 島 裕 史
(公 印 省 略)

「再任用職員の採用選考及び更新選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14号の承認を得たく、申請します。

記

- 1 改正部分
別紙のとおり
- 2 改正理由
令和5年4月1日付地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行等により、現行の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制等の導入が行われることとなったため。
- 3 改正年月日
令和5年4月1日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 清水洋文
(公 印 省 略)

「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて」の一部改正について（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14号の承認を得たく、申請します。

記

- 1 改正部分
別紙1のとおり
- 2 改正理由
令和5年4月1日付地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行等により、現行の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制等の導入が行われることとなったため。
- 3 会計年度任用職員に関する取扱い
「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）を別紙2のとおり改正する。
- 4 改正年月日
令和5年4月1日

東京都人事委員会 殿

東京都交通局長
武市玲子
(公印省略)

「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員のサービスの取扱いについて」
の一部改正について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

記

- 1 改正部分
別紙1のとおり
- 2 改正理由
令和5年4月1日付地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行等により、現行の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制等の導入が行われることとなったため。
- 3 会計年度任用職員に関する取扱い
「会計年度任用職員の職務専念義務の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意）を別紙2のとおり改正する。
- 4 改正年月日
令和5年4月1日

東京都人事委員会殿

東京都水道局長
古谷 ひろみ
(公印省略)

「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員のサービスの取扱いについて」の一部改正について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 1 号）第 2 条第 7 号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第 3 条の規定に基づき、意見を求めます。

記

- 1 改正部分
別紙 1 のとおり
- 2 改正理由
令和 5 年 4 月 1 日付地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の施行等により、現行の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制等の導入が行われることとなったため。
- 3 会計年度任用職員に関する取扱い
「会計年度任用職員の職務専念義務の免除について」（平成 27 年 3 月 24 日付 26 人委任第 175 号同意）を別紙 2 のとおり改正する。
- 4 改正年月日
令和 5 年 4 月 1 日

4下職人第1461号
令和5年3月8日

東京都人事委員会 殿

東京都下水道局長
奥山宏二
(公印省略)

「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員のサービスの取扱いについて」
の一部改正について（協議）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

記

1 改正部分

別紙1のとおり

2 改正理由

令和5年4月1日付地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行等により、現行の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制等の導入が行われることとなったため。

3 会計年度任用職員に関する取扱い

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意）を別紙2のとおり改正する。

4 改正年月日

令和5年4月1日

規則等改正案文一覧

～ 目 次 ～

I 東京都規則等の一部改正

- 1 警視庁職員任用規程の一部改正（2頁）
- 2 東京消防庁職員任用規程の一部改正（5頁）
- 3 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（13頁）
- 4 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（14頁）
- 5 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（16頁）
- 6 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（23頁）
- 7 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（24頁）
- 8 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（25頁）
- 9 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（27頁）

訓令甲第 号

警視庁職員任用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月 日

警視総監 小島裕史

警視庁職員任用規程の一部を改正する規程

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務職員の採用」に改める。

第3条第8号を次のように改める。

(8) 定年前再任用短時間勤務職員 法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。

第4条及び第7条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

「第3節 再任用」を「第3節 定年前再任用短時間勤務職員の採用」に改める。

第9条の2及び第9条の3を次のように改める。

（採用の方法）

第9条の2 定年前再任用短時間勤務職員は、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、警察官は巡査部長以下の階級、警察行政職員は警視庁行政職員主任職任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第4号）に定める主任の職以下において採用するものとする。

2 定年前再任用短時間勤務職員の選考基準及び選考方法は、別表第3の2のとおりとする。

（任期）

第9条の3 定年前再任用短時間勤務職員の任期は、採用の日から職員の定年等に関する条例（昭和59年東京都条例第4号）第13条ただし書に規定する定年退職日相当日までとする。

第36条の2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第36条の3の見出し中「再任用等選考委員会」を「定年前再任用等選考委員会」に改め、同条中「再任用等選考委員会」を「定年前再任用等選考委員会」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「選考を」を「採用選考を」に改める。

別表第1の2選考基準の項中「60歳」を「65歳」に改める。

別表第1の3中「27歳以上60歳未満」を「27歳以上65歳未満」に、「25歳以上60歳未満」を「25歳以上65歳未満」に改める。

別表第3一般技術系の部音楽指導の項、医療技術系の部看護師の項及び業務系の部業務の項中「60歳」を「65歳」に改める。

別表第3の2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第9の2中「死亡した者又は退職した者に対する昇任は、死亡又は退職の日にさかのぼってこれを行うものとする。」を「
1 死亡した者又は退職した者に対する昇任は、死亡又は退職の日に遡ってこれを行うものとする。
2 法第28条の2第1項の規定により降任した者に対するこの基準による昇任は、降任前の階級(職)を基準として、これを行うことができる。」に改める。

別表第9の3 巡査部長の項中「逮捕術及び」を「逮捕術が1級以上及び」に、「上級」を「が4段以上」に改める。

別表第10 受験資格の項及び別表第11 受験資格の項中「逮捕術」を「逮捕術が1級以上」に改める。

別表第15 警察行政職員の項及び別表第16 警察行政職員の項中「58歳」を「63歳」に改める。

別表第22 選考資格の項、別表第23 選考資格の項及び別表第24 選考資格の項中「60歳」を「65歳」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)及び暫定再任用短時間勤務職員(改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、この訓令による改正後の警視庁職員任用規程(以下「規程」という。)第9条の2及び第36条の3に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、これらの規定を適用する。ただし、暫定再任用職員における規程第9条の2の適用については、同条第1項中「警察官は巡査部長以下の階級、警察行政職員は警視庁警察行政職員主任職任用

規程（昭和61年3月27日訓令甲第4号）に定める主任の職以下」とあるのは「退職時の階級又は職以下」とする。

3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の任期は、1年以内とする。

4 施行日から令和13年3月31日までの間における規程別表第1の2、別表第1の3、別表第3、別表第15、別表第16、別表第22、別表第23及び別表第24の適用については、規程別表第1の2、別表第1の3、別表第3、別表第22、別表第23及び別表第24中「65歳」とあるのは、施行日から令和7年3月31日までの間（以下この項において「第1期間」という。）においては「61歳」、同年4月1日から令和9年3月31日までの間（以下この項において「第2期間」という。）においては「62歳」、同年4月1日から令和11年3月31日までの間（以下この項において「第3期間」という。）においては「63歳」、同年4月1日から令和13年3月31日までの間（以下この項において「第4期間」という。）においては「64歳」とし、規程別表第15及び別表第16中「63歳」とあるのは、第1期間においては「59歳」、第2期間においては「60歳」、第3期間においては「61歳」、第4期間においては「62歳」とする。

東京消防庁職員任用規程（昭和61年7月東京消防庁訓令第37号）の一部を次のように改正する。

改正前欄に掲げる規定の下線を付した、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分又は波線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第1条 [略] (用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各行に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 職員 消防吏員及び消防吏員以外の職員(以下「一般職員」という。)をいう。(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員を含む。)</p> <p><u>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用(法第22条の4第1項の規定により採用することをいう。)した職員をいう。</u></p> <p>(3)～(11) [略]</p> <p>(12) 勤務年数 採用以来の在職年数をいう。<u>ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14条1項の規定に基づき、消防事務を委託したことにより職員となった者については、当該市町村における消防吏員としての期間を通算するものとする。</u></p> <p>(消防吏員の採用試験並びに採用選考の基準及び方法)</p> <p>第3条 消防吏員(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員を除く。)の採用の基準及び方法は、別表第1及び別表第1の2のとおりとする。</p>	<p>第1条 [同左] (用語の定義)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>(1) 職員 消防吏員及び消防吏員以外の職員(以下「一般職員」という。)をいう。(再任用職員及び任期付職員を含む。)</p> <p><u>(2) 再任用職員 再任用(法第28条の4第1項、第28条の5第1項の規定により採用することをいう。)した職員をいう。</u></p> <p>(3)～(11) [同左]</p> <p>(12) 勤務年数 採用以来の在職年数をいう。<u>ただし、昭和23年3月7日以前の警視庁、皇宮警察部から引き続き東京消防庁に在職する者については、その期間を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、消防事務を委託したことにより職員となった者については、当該市町村における消防吏員としての期間を、それぞれ通算するものとする。</u></p> <p>(消防吏員の採用試験並びに採用選考の基準及び方法)</p> <p>第3条 消防吏員(再任用職員及び任期付職員を除く。)の採用の基準及び方法は、別表第1及び別表第1の2のとおりとする。</p>

<p>(一般職員の採用試験並びに採用選考の基準及び方法)</p> <p>第4条 一般職員(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員を除く。)の採用の基準及び方法は、別表第2のとおりとする。ただし、これによりがたい場合には、東京都人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員の採用の基準及び方法)</p> <p>第5条 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員の採用の基準及び方法は、別表第3のとおりとする。</p> <p>第6条～第7条 [略]</p> <p>(採用試験選考委員会)</p> <p>第8条 職員(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員を除く。)の採用のための試験又は選考を行わせるために、東京消防庁に採用試験選考委員会を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(再任用選考委員会)</p> <p>第9条 職員の定年前再任用のための選考を行わせるために、東京消防庁に再任用選考委員会を置く。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第10条～第19条 [略]</p> <p>別表第1 [略]</p>	<p>(一般職員の採用試験並びに採用選考の基準及び方法)</p> <p>第4条 一般職員(再任用職員及び任期付職員を除く。)の採用の基準及び方法は、別表第2のとおりとする。ただし、これによりがたい場合には、東京都人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>(再任用職員及び任期付職員の採用の基準及び方法)</p> <p>第5条 再任用職員及び任期付職員の採用の基準及び方法は、別表第3のとおりとする。</p> <p>第6条～第7条 [同左]</p> <p>(採用試験選考委員会)</p> <p>第8条 職員(再任用職員及び任期付職員を除く。)の採用のための試験又は選考を行わせるために、東京消防庁に採用試験選考委員会を置く。</p> <p>2～4 [同左]</p> <p>(再任用選考委員会)</p> <p>第9条 職員の再任用のための選考を行わせるために、東京消防庁に再任用選考委員会を置く。</p> <p>2～5 [同左]</p> <p>第10条～第19条 [同左]</p> <p>別表第1 [同左]</p>
--	--

別表第1の2 (第3条関係)

消防吏員の採用の基準及び方法(再採用)

採用 基準	国籍	[略]
	年齢等	[略] <u>1</u> 65歳未満の者 [2・3 略]
	身体	[略]
[略]		

別表第2 (第4条関係)

一般職員の採用の基準及び方法

採用区分			採用職種	受験資格	年齢	身体	方法
普通採用	試験職種	事務系・一般技術系・医療技術系 I類	事務 土木 建築 機械 電気 保健師	[略]	[略]	[略]	[略]
		III類	事務 土木 機械 電気				

別表第1の2 (第3条関係)

消防吏員の採用の基準及び方法(再採用)

採用 基準	国籍	[同左]
	年齢等	[同左] <u>1</u> 定年年齢未満の者 [2・3 同左]
	身体	[同左]
[同左]		

別表第2 (第4条関係)

一般職員の採用の基準及び方法

採用区分			採用職種	受験資格	年齢	身体	方法
普通採用	試験職種	事務系・一般技術系・医療技術系 I類	事務 土木 建築 機械 電気 保健師	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
		II類	事務				
		III類	事務 土木 機械 電気				

別表第3（第5条関係）

定年前提任用短時間勤務職員及び任期付職員の採用基準及び方法

区分	定年前提任用短時間勤務職員		[略]	[略]
採用基準	年齢60歳に達した日以後に退職した者で、その者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者		[略]	[略]
採用方法	試験	/		[略]
	選考			[略]
採用時の階級 (職)等	[略]		[略]	[略]

別表第4～別表第7 [略]

別表第3（第5条関係）

再任用職員及び任期付職員の採用基準及び方法

区分	再任用職員		[同左]	[同左]
採用基準	次のいずれかに該当する者 1 定年により退職した者 2 勤務延長後、退職した者 3 20年以上勤務して退職した者で退職後5年以内かつ定年年齢に達した者又は当該者で再任用されたことがある者		[同左]	[同左]
採用方法	試験	/		[同左]
	選考			[同左]
採用時の階級 (職)等	[同左]		[同左]	[同左]

別表第4～別表第7 [同左]

別表第8（第11条関係）

消防吏員（局長級を除く。）任用資格基準

[略]
[1～4 略]
5 別表第1の2により採用された者が、上位の職に任用されるために必要な在級年数は、当該採用時からの在級年数とする。

別表第9～別表第19 [略]

別表第20（第12条関係）

一般職員（技能系・業務系）昇任選考実施基準

区分		2級職	3級職	4級職	
		[略]			
受験資格	勤務実績	1級職として16年以上の勤務実績を有し、年齢65歳未満の者	整備主任又は技能主任として4年以上の勤務実績を有し、年齢54歳以上65歳未満の者	整備主任として4年以上の勤務実績を有し、年齢63歳未満の者	整備長として3年以上の勤務実績を有し、年齢42歳以上63歳未満の者
	懲戒	[略]			
選考方法	第一次	1 小論文 2 面接考査 3 人事評価	[略]	[略]	[略]
	第二次				

別表第8（第11条関係）

消防吏員（局長級を除く。）任用資格基準

[同左]
[1～4 同左]
[新設]

別表第9～別表第19 [同左]

別表第20（第12条関係）

一般職員（技能系・業務系）昇任選考実施基準

区分		2級職	3級職	4級職	
		[同左]			
受験資格	勤務実績	1級職として16年以上の勤務実績を有し、年齢60歳未満の者	整備主任又は技能主任として4年以上の勤務実績を有し、年齢54歳以上60歳未満の者	整備主任として4年以上の勤務実績を有し、年齢58歳未満の者	整備長として3年以上の勤務実績を有し、年齢42歳以上58歳未満の者
	懲戒	[同左]			
選考方法	第一次	1 面接考査 2 人事評価	[同左]	[同左]	[同左]
	第二次				

別表第21～別表第27 [略]

別表第28 (第14条関係)

特例昇任の基準

区分	昇任させる階級	勤続年数	人事評価
[略]			
その他	危篤の場合	消防士長	消防士であって、勤続15年以上
		1階級上位の階級	消防士長以上であって、勤続15年以上(うち、現階級1年以上)
	退職の場合	消防士長	消防士であって、勤続15年以上
		1階級上位の階級	消防士長又は消防司令補であって、勤続15年以上(うち、現階級5年以上)
			消防司令又は消防司令長であって、勤続20年以上(うち、現階級5年以上)
			消防監又は消防正監として2年以上勤務し、現階級1年以上
			人事評価が優良な者
備考 法第28条の2第1項に基づく管理監督職勤務上限年齢制により降任した者は、降任前の階級を基準として取扱うものとする。			

備考 表中の [] の記載は注記である。

別表第21～別表第27 [同左]

別表第28 (第14条関係)

特例昇任の基準

区分	昇任させる階級	勤続年数	人事評価
[略]			
その他	危篤の場合	消防士長	消防士であって、勤続15年以上
		1階級上位の階級	消防士長以上であって、勤続15年以上(うち、現階級1年以上)
	退職の場合	消防士長	消防士であって、勤続15年以上
		1階級上位の階級	消防士長又は消防司令補であって、勤続15年以上(うち、現階級5年以上)
			消防司令又は消防司令長であって、勤続20年以上(うち、現階級5年以上)
			消防監又は消防正監として2年以上勤務し、現階級1年以上
			人事評価が優良な者
備考 法第28条の2第1項に基づく管理監督職勤務上限年齢制により降任した者は、降任前の階級を基準として取扱うものとする。			

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）は、この訓令による改正後の東京消防庁職員任用規程第2条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。ただし、第5条については適用除外とし、採用基準及び方法については、次のとおりとする。

採用基準	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第75号）附則第3条及び第4条の規定による
採用方法	退職前（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員として従事した期間を含む。）の人事評価、面接考査、健康・体力審査
採用時の階級（職）等	退職時の階級（職）又は下位の階級（職）

- 3 令和12年度までの以下の採用及び昇任選考に係る受験上限年齢については、以下の各別表の規定にかかわらず次に定めるとおりとする。

- (1) 別表第1の2に定める消防吏員の採用の基準及び方法（再採用）
 (2) 別表第2に定める一般職員の採用の基準及び方法のうち、看護師（看護師免許を有する者）採用選考
 (3) 別表第20に定める一般職員（技能系・業務系）昇任選考実施基準のうち、整備主任、技能主任、担任整備長及び担任技能長昇任選考

年度	5・6	7・8	9・10	11・12
受験上限年齢（歳）	61	62	63	64

- 4 別表第20に定める一般職員（技能系・業務系）昇任選考実施基準のうち、令和12年度までの整備長及び統括整備長昇任選考における受験上限年齢については、別表第20の規定にかかわらず次に定めるとおりとする。

年度	5・6	7・8	9・10	11・12
受験上限年齢（歳）	59	60	61	62

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の一万百二十」を「一万分の九千六百八十」に、「一万分の一万三千七百九十九」を「一万分の一万三千百九十九」に改め、同項第三号中「一万分の二万二千」を「一万分の二万一千五百」に改め、同項第四号中「一万分の一万十二・五」を「一万分の九千五百六十七・五」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万六千」に改め、同項第五号中「一万分の一万百二十五」を「一万分の九千六百七十五」に、「一万分の一万五千五百」を「一万分の一万五千」に改め、同項第六号中「一万分の五千二百八十」を「一万分の五千六十」に、「一万分の七千百九十九」を「一万分の六千八百九十九」に改め、同項第七号中「一万分の五千七百八十五」を「一万分の五千五百六十二・五」に、「一万分の一萬」を「一万分の九千」に改め、同項第八号中「一万分の四千八百九十五」を「一万分の四千六百七十二・五」に改め、同項第九号中「一万分の四千九百五十」を「一万分の四千七百二十五」に、「一万分の六千五百」を「一万分の六千」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の二万二千」を「一万分の二万一千五百」に改め、同項第二号中「一万分の一十二・五」を「一万分の九千五百六十七・五」に、「一万分の一六千五百」を「一万分の一六千」に改め、同項第三号中「一万分の一十二・五」を「一万分の一十二・五」に、「一万分の九千六百七十五」に、「一万分の一五千五百」を「一万分の一五千」に改め、同項第四号中「一万分の五千七百八十五」を「一万分の五千五百六十二・五」に、「一万分の一」を「一万分の九千」に改め、同項第五号中「一万分の四千八百九十五」を「一万分の四千六百七十二・五」に改め、同項第六号中「一万分の四千九百五十」を「一万分の四千七百二十五」に、「一万分の六千五百」を「一万分の六千」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
 職員の給料の調整額に関する規則（昭和四十七年東京都規則第百六十一号）の一部を
 次のように改正する。

別表イの表福祉保健局の項中「福祉保健局」を「福祉局」に、

「高 齢社 会対 策部 施設 支 援課	精神科病棟において、昼夜を通し、患者 の看護の業務に従事することを本務とする 看護師	四
1 病棟（精神科病棟を除く。）におい て、昼夜を通し、患者の看護の業務に従 事することを本務とする看護師 2 病棟における患者の看護等のため、深 夜（午後十時から翌日の午前五時までの 間をいう。以下同じ。）にわたる勤務を 常例とする看護長	二	

を

<p>「 子供・子育て支援部 育成支援課</p>	<p>児童養護施設の生活棟において、昼夜を 通し、児童の養護及び自立支援の業務に従 事することを本務とする福祉</p>	<p>二</p>
<p>少子社会対策部育成支 援課</p>	<p>児童養護施設の生活棟において、昼夜を 通し、児童の養護及び自立支援の業務に従 事することを本務とする福祉</p>	<p>二</p>
	<p>救急医療業務に従事するため深夜にわた る勤務を常例とする看護師</p>	<p>一</p>
	<p>3 手術室において、患者の手術の業務に 従事することを本務とし、深夜にわたる 勤務を常例とする看護師</p>	

高年齢者施策推進部施設 支援課		
<p>1 病棟（精神科病棟を除く。）において、昼夜を通し、患者の看護の業務に従事することを本務とする看護師</p>	<p>2 病棟における患者の看護等のため、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）にわたる勤務を常例とする看護長</p> <p>3 手術室において、患者の手術の業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師</p>	<p>精神科病棟において、昼夜を通し、患者の看護の業務に従事することを本務とする看護師</p>
一	二	四
<p>救急医療業務に従事するため深夜にわたる勤務を常例とする看護師</p>		

に

改め、同表福祉保健局の部都立病院支援部法人調整課の項、監察医務院の項、食肉衛生検査所の項及び動物愛護相談センターの項を削り、同表福祉保健局の項の次に次のように加える。

保健医療局	都立病院支援部法人調整課	<p>1 精神科病棟、精神医療の専門病院の病棟又は脳・神経難病医療の専門病院の病棟において、昼夜を通し、患者の看護又は保育の業務に従事することを本務とする看護師及び福祉（総務局長が指定する者に限る。）</p> <p>2 精神医療の専門病院又は脳・神経難病医療の専門病院において、患者の看護等のため、深夜にわたる勤務を常例とする看護長（総務局長が指定する者に限る。）</p>
		四

<p>3 神経科病棟において、昼夜を通し、患者の看護及び精神科救急医療業務に従事することを本務とする看護師（総務局長が指定する者に限る。）</p>	<p>1 病棟において、昼夜を通し、患者の看護の業務に従事することを本務とする保健師、助産師及び看護師（区分四の適用を受ける者を除く。）</p> <p>2 患者の看護等のため、深夜にわたる勤務を常例とする看護長（区分四の適用を受ける者を除く。）</p> <p>3 手術室において、患者の手術の業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師（総務局長が指定する者に限る。）</p>
	<p>二</p>

<p>監察医務院</p>	
<p>る。 ） 一般技能（死体解剖補助業務従事者に限</p>	<p>る。 ） び看護師（総務局長が指定する者に限 る。 ） 2 救急医療業務に従事するため深夜にわたる勤務を常例とする保健師、助産師及び看護師（総務局長が指定する者に限る。） 1 手術室において、患者の手術の業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師（総務局長が指定する者に限る。） 4 救急室において、救急医療業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師（総務局長が指定する者に限る。）</p>
<p>八の (1)</p>	<p>一</p>

	食肉衛生検査所	一般技能（生体検査所及び処理室における食肉検査補助業務従事者に限る。）	七
	動物愛護相談センター	狂犬病予防技術員及び自動車運転（狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第六条第二項の業務従事者に限る。）	七

別表ロの表中

「福祉保健局総務部

を

福祉保健局健康安全研究センター

」

「保健医療局総務部

に改める。

保健医療局健康安全研究センター

」

附 則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）
の一部を次のように改正する。
別表3の部(1)の項中「福祉保健局感染症対策部」を「保健医療局感染症対策部」に改
め、同表4の部(2)の項中「福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課」を「福祉局障
害者施策推進部精神保健医療課」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の東京都
職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給
することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前
の例による。

（二暦日にわたる勤務の取扱い）

3 この規則による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、
二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から
始まる勤務については、なお従前の例による。

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「（以下「失効する日」という。）」を削り、同項ただし書中「失効する日前」を「同日まで」に、「失効する日以後に」を「同日後に」に、「失効する日以後も」を「同条例附則第四項に規定する規則で定める日後も」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「二、五八〇」を「二、五九〇」に、「二、六六〇」を「二、六七〇」に、「二、七八〇」を「二、七九〇」に、「二、八六〇」を「二、八七〇」に、「二、九六〇」を「二、九七〇」に、「三、〇五〇」を「三、〇六〇」に、「三、一五〇」を「三、一六〇」に、「三、二五〇」を「三、二六〇」に、「三、三五〇」を「三、三六〇」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「一九四、四〇〇円」を「一九四、八〇〇円」に、「一四一、一〇〇円」を「一四一、四〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

承認事項等案文一覧

～ 目 次 ～

II 人事委員会承認事項の一部改正等

- 1 正規の勤務時間の特例について（2頁）
- 2 週休日の特例について（22頁）
- 3 再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて（33頁）
- 4 会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について（55頁）

【正規の勤務時間の特例について】

改 正 案	現 案 行
<p>正規の勤務時間の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、4週間以内の期間について、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の1週間の正規の勤務時間の平均を15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定める時間（以下「<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>」という。）とすれば、ある週の正規の勤務時間が、<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>を超え、又は<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>に満たないことができる。</p> <p>(2) 条例第5条の規定に基づき、正規の勤務時間が割り振られている日を週休日に変更した場合には、4週間以内の期間について1週間当たりの正規の勤務時間（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、ある週の正規の勤務時間）が、38時間45分（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>。以下同じ。）を超え、又は38時間45分に満たないことができる。</p> <p>2 対象職員</p> <p>1 (1)の対象職員 …… 交替制等の勤務職場に勤務する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u></p> <p>1 (2)の対象職員 …… 全職員</p> <p>3 理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (1)の理由 <p>夜勤等を行う職場、土曜日又は日曜日に勤務を行う職場等においては、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についても交替で勤務</p> 	<p>正規の勤務時間の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、4週間以内の期間について、<u>再任用短時間勤務職員</u>の1週間の正規の勤務時間の平均を15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定める時間（以下「<u>再任用短時間勤務時間数</u>」という。）とすれば、ある週の正規の勤務時間が、<u>再任用短時間勤務時間数</u>を超え、又は<u>再任用短時間勤務時間数</u>に満たないことができる。</p> <p>(2) 条例第5条の規定に基づき、正規の勤務時間が割り振られている日を週休日に変更した場合には、4週間以内の期間について1週間当たりの正規の勤務時間（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、ある週の正規の勤務時間）が、38時間45分（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、<u>再任用短時間勤務時間数</u>。以下同じ。）を超え、又は38時間45分に満たないことができる。</p> <p>2 対象職員</p> <p>1 (1)の対象職員 …… 交替制等の勤務職場に勤務する<u>再任用短時間勤務職員</u></p> <p>1 (2)の対象職員 …… 全職員</p> <p>3 理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (1)の理由 <p>夜勤等を行う職場、土曜日又は日曜日に勤務を行う職場等においては、<u>再任用短時間勤務職員</u>についても交替で勤務を行わ</p>

<p>を行わなければならない。この結果、当該職員の正規の勤務時間が、1週間について<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>とすることができないことが生ずるため。</p> <p>・ 1 (2)の理由 職員の正規の勤務時間が4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分とされている場合に、週休日を変更することにより、正規の勤務時間が、4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないことが生ずるため。</p> <p>4 適用年月日 <u>令和5年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</u></p>	<p>なければならない。この結果、当該職員の正規の勤務時間が、1週間について<u>再任用短時間勤務時間数</u>とすることができないことが生ずるため。</p> <p>・ 1 (2)の理由 職員の正規の勤務時間が4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分とされている場合に、週休日を変更することにより、正規の勤務時間が、4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないことが生ずるため。</p> <p>4 適用年月日 <u>平成30年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>改正後の規定は、2暦日にわたる業務に従事する場合は、適用年月日以後に始まる業務から適用し、適用年月日前から始まる業務に従事する場合については、なお従前の例による。</u></p>
--	--

【正規の勤務時間の特例について】

改 正 案	現 行
<p>正規の勤務時間の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、4週間以内の期間について、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の1週間の正規の勤務時間の平均を15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定める時間（以下「<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>」という。）とすれば、ある週の正規の勤務時間が、<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>を超え、又は<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>に満たないことができる。</p> <p>(2) 条例第5条の規定に基づき、正規の勤務時間が割り振られている日を週休日に変更した場合には、4週間以内の期間について1週間当たりの正規の勤務時間（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、ある週の正規の勤務時間）が、38時間45分（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>。以下同じ。）を超え、又は38時間45分に満たないことができる。</p> <p>2 対象職員</p> <p>1 (1)の対象職員 …… 交替制等の勤務職場に勤務する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u></p> <p>1 (2)の対象職員 …… 全職員</p> <p>3 理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (1)の理由 <p>夜勤等を行う職場、土曜日又は日曜日に勤務を行う職場等においては、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についても交替で勤務</p> 	<p>正規の勤務時間の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、4週間以内の期間について、<u>再任用短時間勤務職員</u>の1週間の正規の勤務時間の平均を15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定める時間（以下「<u>再任用短時間勤務時間数</u>」という。）とすれば、ある週の正規の勤務時間が、<u>再任用短時間勤務時間数</u>を超え、又は<u>再任用短時間勤務時間数</u>に満たないことができる。</p> <p>(2) 条例第5条の規定に基づき、正規の勤務時間が割り振られている日を週休日に変更した場合には、4週間以内の期間について1週間当たりの正規の勤務時間（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、ある週の正規の勤務時間）が、38時間45分（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、<u>再任用短時間勤務時間数</u>。以下同じ。）を超え、又は38時間45分に満たないことができる。</p> <p>2 対象職員</p> <p>1 (1)の対象職員 …… 交替制等の勤務職場に勤務する<u>再任用短時間勤務職員</u></p> <p>1 (2)の対象職員 …… 全職員</p> <p>3 理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (1)の理由 <p>夜勤等を行う職場、土曜日又は日曜日に勤務を行う職場等においては、<u>再任用短時間勤務職員</u>についても交替で勤務を行わ</p>

<p>を行わなければならない。この結果、当該職員の正規の勤務時間が、1週間について<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>とすることができないが生ずるため。</p> <p>・ 1 (2)の理由 職員の正規の勤務時間が4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分とされている場合に、週休日を変更することにより、正規の勤務時間が、4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないことが生ずるため。</p> <p>4 適用年月日 <u>令和5年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</u></p>	<p>なければならない。この結果、当該職員の正規の勤務時間が、1週間について<u>再任用短時間勤務時間数</u>とすることができないが生ずるため。</p> <p>・ 1 (2)の理由 職員の正規の勤務時間が4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分とされている場合に、週休日を変更することにより、正規の勤務時間が、4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないことが生ずるため。</p> <p>4 適用年月日 <u>平成30年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>改正後の規定は、2暦日にわたる業務に従事する場合は、適用年月日以後に始まる業務から適用し、適用年月日前から始まる業務に従事する場合には、なお従前の例による。</u></p>
---	--

【正規の勤務時間の特例について】

改 正 案	現 案 行
<p>正規の勤務時間の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、4週間以内の期間について、1週間の正規の勤務時間の平均を38時間45分（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定める時間、以下同じ）とすれば、ある週の正規の勤務時間が、38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないことができる。</p> <p>(2) （現行のとおり）</p> <p>2 対象職員</p> <p>1 (1)の対象職員・・・交替制等の勤務職場に勤務する職員</p> <p><u>1</u> (2)の対象職員・・・全職員</p> <p>3 理由</p> <p><u>・</u> 1 (1)の理由</p> <p>夜勤等を行う職場、土曜日又は日曜日に勤務を行う職場等においては、職員が交替で勤務を行わなければならない。この結果、職員の正規の勤務時間が、1週間について38時間45分とすることができないことが生ずるため。</p> <p><u>・</u> 1 (2)の理由</p> <p>1週間の正規の勤務時間が38時間45分とされている場合に、週休日を変更することにより、正規の勤務時間が38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないことが生ずるため。</p>	<p>正規の勤務時間の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、4週間以内の期間について、1週間の正規の勤務時間の平均を38時間45分（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定める時間、以下同じ）とすれば、ある週の正規の勤務時間が、38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないことができる。</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 対象職員</p> <p><u>(1)</u> 1 (1)の対象職員・・・交替制等の勤務職場に勤務する職員</p> <p><u>(2)</u> <u>2</u> (2)の対象職員・・・全職員</p> <p>3 理由</p> <p><u>(1)</u> 1 (1)の理由</p> <p>夜勤等を行う職場、土曜日又は日曜日に勤務を行う職場等においては、職員が交替で勤務を行わなければならない。この結果、職員の正規の勤務時間が、1週間について38時間45分とすることができないことが生ずるため。</p> <p><u>(2)</u> 1 (2)の理由</p> <p>1週間の正規の勤務時間が38時間45分とされている場合に、週休日を変更することにより、正規の勤務時間が38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないことが生ずるため。</p>

<p>4 適用年月日 <u>令和5年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</u></p>	<p>4 適用年月日 <u>平成22年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>改正後の規定は、2暦日にわたる業務に従事する場合は、適用年月日以後に始まる業務から適用し、適用年月日前から始まる業務に従事する場合については、なお従前の例による。</u></p>
--	--

【正規の勤務時間の特例について】

改正案	現案行
<p>正規の勤務時間の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、4週間以内の期間について、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の1週間の正規の勤務時間の平均を15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定める時間（以下「<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>」という。）とすれば、ある週の正規の勤務時間が、<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>を超え、又は<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>に満たないことができる。</p> <p>(2) 条例第5条の規定に基づき、正規の勤務時間が割り振られている日を週休日に変更した場合には、4週間以内の期間について1週間当たりの正規の勤務時間（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、ある週の正規の勤務時間）が、38時間45分（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>。以下同じ。）を超え、又は38時間45分に満たないことができる。</p> <p>2 対象職員</p> <p>1 (1)の対象職員 …… 交替制等の勤務職場に勤務する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u></p> <p>1 (2)の対象職員 …… 全職員</p> <p>3 理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (1)の理由 <p>夜勤等を行う職場、土曜日又は日曜日に勤務を行う職場等においては、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についても交替で勤務</p> 	<p>正規の勤務時間の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、4週間以内の期間について、<u>再任用短時間勤務職員</u>の1週間の正規の勤務時間の平均を15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定める時間（以下「<u>再任用短時間勤務時間数</u>」という。）とすれば、ある週の正規の勤務時間が、<u>再任用短時間勤務時間数</u>を超え、又は<u>再任用短時間勤務時間数</u>に満たないことができる。</p> <p>(2) 条例第5条の規定に基づき、正規の勤務時間が割り振られている日を週休日に変更した場合には、4週間以内の期間について1週間当たりの正規の勤務時間（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、ある週の正規の勤務時間）が、38時間45分（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、<u>再任用短時間勤務時間数</u>。以下同じ。）を超え、又は38時間45分に満たないことができる。</p> <p>2 対象職員</p> <p>1 (1)の対象職員 …… 交替制等の勤務職場に勤務する<u>再任用短時間勤務職員</u></p> <p>1 (2)の対象職員 …… 全職員</p> <p>3 理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (1)の理由 <p>夜勤等を行う職場、土曜日又は日曜日に勤務を行う職場等においては、<u>再任用短時間勤務職員</u>についても交替で勤務を行わ</p>

<p>を行わなければならない。この結果、当該職員の正規の勤務時間が、1週間について<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>とすることができないが生ずるため。</p> <p>・ 1 (2)の理由 職員の正規の勤務時間が4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分とされている場合に、週休日を変更することにより、正規の勤務時間が、4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないことが生ずるため。</p> <p>4 適用年月日 <u>令和5年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</u></p>	<p>なければならない。この結果、当該職員の正規の勤務時間が、1週間について<u>再任用短時間勤務時間数</u>とすることができないが生ずるため。</p> <p>・ 1 (2)の理由 職員の正規の勤務時間が4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分とされている場合に、週休日を変更することにより、正規の勤務時間が、4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないことが生ずるため。</p> <p>4 適用年月日 <u>平成30年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>改正後の規定は、2暦日にわたる業務に従事する場合は、適用年月日以後に始まる業務から適用し、適用年月日前から始まる業務に従事する場合には、なお従前の例による。</u></p>
---	--

【正規の勤務時間の特例について】

改正案	現行
<p>正規の勤務時間の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、4週間以内の期間について、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の1週間の正規の勤務時間の平均を15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定める時間（以下「<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>」という。）とすれば、ある週の正規の勤務時間が、<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>を超え、又は<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>に満たないことができる。</p> <p>(2) 条例第5条の規定に基づき、正規の勤務時間が割り振られている日を週休日に変更した場合には、4週間以内の期間について1週間当たりの正規の勤務時間（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、ある週の正規の勤務時間）が、38時間45分（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>。以下同じ。）を超え、又は38時間45分に満たないことができる。</p> <p>2 対象職員</p> <p>1 (1)の対象職員 …… 交替制等の勤務職場に勤務する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u></p> <p>1 (2)の対象職員 …… 全職員</p> <p>3 理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (1)の理由 <p>夜勤等を行う職場、土曜日又は日曜日に勤務を行う職場等においては、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についても交替で勤務</p> 	<p>正規の勤務時間の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等に必要のある職場では、4週間以内の期間について、<u>再任用短時間勤務職員</u>の1週間の正規の勤務時間の平均を15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定める時間（以下「<u>再任用短時間勤務時間数</u>」という。）とすれば、ある週の正規の勤務時間が、<u>再任用短時間勤務時間数</u>を超え、又は<u>再任用短時間勤務時間数</u>に満たないことができる。</p> <p>(2) 条例第5条の規定に基づき、正規の勤務時間が割り振られている日を週休日に変更した場合には、4週間以内の期間について1週間当たりの正規の勤務時間（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、ある週の正規の勤務時間）が、38時間45分（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、<u>再任用短時間勤務時間数</u>。以下同じ。）を超え、又は38時間45分に満たないことができる。</p> <p>2 対象職員</p> <p>1 (1)の対象職員 …… 交替制等の勤務職場に勤務する<u>再任用短時間勤務職員</u></p> <p>1 (2)の対象職員 …… 全職員</p> <p>3 理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (1)の理由 <p>夜勤等を行う職場、土曜日又は日曜日に勤務を行う職場等においては、<u>再任用短時間勤務職員</u>についても交替で勤務を行わ</p>

<p>を行わなければならない。この結果、当該職員の正規の勤務時間が、1週間について<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>とすることができないが生ずるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 (2)の理由 職員の正規の勤務時間が4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分とされている場合に、週休日を変更することにより、正規の勤務時間が、4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないことが生ずるため。 <p>4 適用年月日 <u>令和5年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</u></p>	<p>なければならない。この結果、当該職員の正規の勤務時間が、1週間について<u>再任用短時間勤務時間数</u>とすることができないが生ずるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 (2)の理由 職員の正規の勤務時間が4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分とされている場合に、週休日を変更することにより、正規の勤務時間が、4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないことが生ずるため。 <p>4 適用年月日 <u>平成30年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>改正後の規定は、2暦日にわたる業務に従事する場合は、適用年月日以後に始まる業務から適用し、適用年月日前から始まる業務に従事する場合には、なお従前の例による。</u></p>
---	--

【正規の勤務時間の特例について】

改 正 案	現 案 行
<p>正規の勤務時間の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、4週間以内の期間について、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の1週間の正規の勤務時間の平均を15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定める時間（以下「<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>」という。）とすれば、ある週の正規の勤務時間が、<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>を超え、又は<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>に満たないことができる。</p> <p>(2) 条例第5条の規定に基づき、正規の勤務時間が割り振られている日を週休日に変更した場合には、4週間以内の期間について1週間当たりの正規の勤務時間（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、ある週の正規の勤務時間）が、38時間45分（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>。以下同じ。）を超え、又は38時間45分に満たないことができる。</p> <p>2 対象職員</p> <p>1 (1)の対象職員 …… 交替制等の勤務職場に勤務する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u></p> <p>1 (2)の対象職員 …… 全職員</p> <p>3 理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (1)の理由 <p>夜勤等を行う職場、土曜日又は日曜日に勤務を行う職場等においては、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についても交替で勤務</p> 	<p>正規の勤務時間の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、4週間以内の期間について、<u>再任用短時間勤務職員</u>の1週間の正規の勤務時間の平均を15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定める時間（以下「<u>再任用短時間勤務時間数</u>」という。）とすれば、ある週の正規の勤務時間が、<u>再任用短時間勤務時間数</u>を超え、又は<u>再任用短時間勤務時間数</u>に満たないことができる。</p> <p>(2) 条例第5条の規定に基づき、正規の勤務時間が割り振られている日を週休日に変更した場合には、4週間以内の期間について1週間当たりの正規の勤務時間（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、ある週の正規の勤務時間）が、38時間45分（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、<u>再任用短時間勤務時間数</u>。以下同じ。）を超え、又は38時間45分に満たないことができる。</p> <p>2 対象職員</p> <p>1 (1)の対象職員 …… 交替制等の勤務職場に勤務する<u>再任用短時間勤務職員</u></p> <p>1 (2)の対象職員 …… 全職員</p> <p>3 理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (1)の理由 <p>夜勤等を行う職場、土曜日又は日曜日に勤務を行う職場等においては、<u>再任用短時間勤務職員</u>についても交替で勤務を行わ</p>

<p>を行わなければならない。この結果、当該職員の正規の勤務時間が、1週間について<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>とすることができないことが生ずるため。</p> <p>・ 1 (2)の理由 職員の正規の勤務時間が4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分とされている場合に、週休日を変更することにより、正規の勤務時間が、4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないことが生ずるため。</p> <p>4 適用年月日 <u>令和5年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</u></p>	<p>なければならない。この結果、当該職員の正規の勤務時間が、1週間について<u>再任用短時間勤務時間数</u>とすることができないことが生ずるため。</p> <p>・ 1 (2)の理由 職員の正規の勤務時間が4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分とされている場合に、週休日を変更することにより、正規の勤務時間が、4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないことが生ずるため。</p> <p>4 適用年月日 <u>平成30年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>改正後の規定は、2暦日にわたる業務に従事する場合は、適用年月日以後に始まる業務から適用し、適用年月日前から始まる業務に従事する場合には、なお従前の例による。</u></p>
---	--

【正規の勤務時間の特例について】

改 正 案	現 案 行
<p>正規の勤務時間の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、4週間以内の期間について、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の1週間の正規の勤務時間の平均を15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定める時間（以下「<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>」という。）とすれば、ある週の正規の勤務時間が、<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>を超え、又は<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>に満たないことができる。</p> <p>(2) 条例第5条の規定に基づき、正規の勤務時間が割り振られている日を週休日に変更した場合には、4週間以内の期間について1週間当たりの正規の勤務時間（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、ある週の正規の勤務時間）が、38時間45分（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>。以下同じ。）を超え、又は38時間45分に満たないことができる。</p> <p>2 対象職員</p> <p>1 (1)の対象職員 …… 交替制等の勤務職場に勤務する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u></p> <p>1 (2)の対象職員 …… 全職員</p> <p>3 理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (1)の理由 <p>夜勤等を行う職場、土曜日又は日曜日に勤務を行う職場等においては、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についても交替で勤務</p> 	<p>正規の勤務時間の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、4週間以内の期間について、<u>再任用短時間勤務職員</u>の1週間の正規の勤務時間の平均を15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定める時間（以下「<u>再任用短時間勤務時間数</u>」という。）とすれば、ある週の正規の勤務時間が、<u>再任用短時間勤務時間数</u>を超え、又は<u>再任用短時間勤務時間数</u>に満たないことができる。</p> <p>(2) 条例第5条の規定に基づき、正規の勤務時間が割り振られている日を週休日に変更した場合には、4週間以内の期間について1週間当たりの正規の勤務時間（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、ある週の正規の勤務時間）が、38時間45分（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、<u>再任用短時間勤務時間数</u>。以下同じ。）を超え、又は38時間45分に満たないことができる。</p> <p>2 対象職員</p> <p>1 (1)の対象職員 …… 交替制等の勤務職場に勤務する<u>再任用短時間勤務職員</u></p> <p>1 (2)の対象職員 …… 全職員</p> <p>3 理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (1)の理由 <p>夜勤等を行う職場、土曜日又は日曜日に勤務を行う職場等においては、<u>再任用短時間勤務職員</u>についても交替で勤務を行わ</p>

<p>を行わなければならない。この結果、当該職員の正規の勤務時間が、1週間について<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>とすることができないことが生ずるため。</p> <p>・ 1 (2)の理由 職員の正規の勤務時間が4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分とされている場合に、週休日を変更することにより、正規の勤務時間が、4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないことが生ずるため。</p> <p>4 適用年月日 <u>令和5年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</u></p>	<p>なければならない。この結果、当該職員の正規の勤務時間が、1週間について<u>再任用短時間勤務時間数</u>とすることができないことが生ずるため。</p> <p>・ 1 (2)の理由 職員の正規の勤務時間が4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分とされている場合に、週休日を変更することにより、正規の勤務時間が、4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないことが生ずるため。</p> <p>4 適用年月日 <u>平成30年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>改正後の規定は、2暦日にわたる業務に従事する場合は、適用年月日以後に始まる業務から適用し、適用年月日前から始まる業務に従事する場合には、なお従前の例による。</u></p>
--	---

【正規の勤務時間の特例について】

改 正 案	現 行
<p>正規の勤務時間の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、4週間以内の期間について、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の1週間の正規の勤務時間の平均を15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定める時間（以下「<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>」という。）とすれば、ある週の正規の勤務時間が、<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>を超え、又は<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>に満たないことができる。</p> <p>(2) 条例第5条の規定に基づき、正規の勤務時間が割り振られている日を週休日に変更した場合には、4週間以内の期間について1週間当たりの正規の勤務時間（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、ある週の正規の勤務時間）が、38時間45分（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>。以下同じ。）を超え、又は38時間45分に満たないことができる。</p> <p>2 対象職員</p> <p>1 (1)の対象職員 …… 交替制等の勤務職場に勤務する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u></p> <p>1 (2)の対象職員 …… 全職員</p> <p>3 理由</p> <p>・ 1 (1)の理由</p> <p>夜勤等を行う職場、土曜日又は日曜日に勤務を行う職場等においては、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についても交替で勤務</p>	<p>正規の勤務時間の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等に必要のある職場では、4週間以内の期間について、<u>再任用短時間勤務職員</u>の1週間の正規の勤務時間の平均を15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定める時間（以下「<u>再任用短時間勤務時間数</u>」という。）とすれば、ある週の正規の勤務時間が、<u>再任用短時間勤務時間数</u>を超え、又は<u>再任用短時間勤務時間数</u>に満たないことができる。</p> <p>(2) 条例第5条の規定に基づき、正規の勤務時間が割り振られている日を週休日に変更した場合には、4週間以内の期間について1週間当たりの正規の勤務時間（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、ある週の正規の勤務時間）が、38時間45分（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、<u>再任用短時間勤務時間数</u>。以下同じ。）を超え、又は38時間45分に満たないことができる。</p> <p>2 対象職員</p> <p>1 (1)の対象職員 …… 交替制等の勤務職場に勤務する<u>再任用短時間勤務職員</u></p> <p>1 (2)の対象職員 …… 全職員</p> <p>3 理由</p> <p>・ 1 (1)の理由</p> <p>夜勤等を行う職場、土曜日又は日曜日に勤務を行う職場等においては、<u>再任用短時間勤務職員</u>についても交替で勤務を行わ</p>

<p>を行わなければならない。この結果、当該職員の正規の勤務時間が、1週間について<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>とすることができないが生ずるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 (2)の理由 職員の正規の勤務時間が4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分とされている場合に、週休日を変更することにより、正規の勤務時間が、4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないことが生ずるため。 <p>4 適用年月日 <u>令和5年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</u></p>	<p>なければならない。この結果、当該職員の正規の勤務時間が、1週間について<u>再任用短時間勤務時間数</u>とすることができないが生ずるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 (2)の理由 職員の正規の勤務時間が4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分とされている場合に、週休日を変更することにより、正規の勤務時間が、4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないことが生ずるため。 <p>4 適用年月日 <u>平成30年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>改正後の規定は、2暦日にわたる業務に従事する場合は、適用年月日以後に始まる業務から適用し、適用年月日前から始まる業務に従事する場合には、なお従前の例による。</u></p>
---	--

【正規の勤務時間の特例について】

改 正 案	現 案 行
<p>正規の勤務時間の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、4週間以内の期間について、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の1週間の正規の勤務時間の平均を15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定める時間（以下「<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>」という。）とすれば、ある週の正規の勤務時間が、<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>を超え、又は<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>に満たないことができる。</p> <p>(2) 条例第5条の規定に基づき、正規の勤務時間が割り振られている日を週休日に変更した場合には、4週間以内の期間について1週間当たりの正規の勤務時間（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、ある週の正規の勤務時間）が、38時間45分（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>。以下同じ。）を超え、又は38時間45分に満たないことができる。</p> <p>2 対象職員</p> <p>1 (1)の対象職員 …… 交替制等の勤務職場に勤務する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u></p> <p>1 (2)の対象職員 …… 全職員</p> <p>3 理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (1)の理由 <p>夜勤等を行う職場、土曜日又は日曜日に勤務を行う職場等においては、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についても交替で勤務</p> 	<p>正規の勤務時間の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、4週間以内の期間について、<u>再任用短時間勤務職員</u>の1週間の正規の勤務時間の平均を15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定める時間（以下「<u>再任用短時間勤務時間数</u>」という。）とすれば、ある週の正規の勤務時間が、<u>再任用短時間勤務時間数</u>を超え、又は<u>再任用短時間勤務時間数</u>に満たないことができる。</p> <p>(2) 条例第5条の規定に基づき、正規の勤務時間が割り振られている日を週休日に変更した場合には、4週間以内の期間について1週間当たりの正規の勤務時間（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、ある週の正規の勤務時間）が、38時間45分（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、<u>再任用短時間勤務時間数</u>。以下同じ。）を超え、又は38時間45分に満たないことができる。</p> <p>2 対象職員</p> <p>1 (1)の対象職員 …… 交替制等の勤務職場に勤務する<u>再任用短時間勤務職員</u></p> <p>1 (2)の対象職員 …… 全職員</p> <p>3 理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 (1)の理由 <p>夜勤等を行う職場、土曜日又は日曜日に勤務を行う職場等においては、<u>再任用短時間勤務職員</u>についても交替で勤務を行わ</p>

<p>を行わなければならない。この結果、当該職員の正規の勤務時間が、1週間について<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>とすることができないが生ずるため。</p> <p>・ 1 (2)の理由 職員の正規の勤務時間が4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分とされている場合に、週休日を変更することにより、正規の勤務時間が、4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないことが生ずるため。</p> <p>4 適用年月日 <u>令和5年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</u></p>	<p>なければならない。この結果、当該職員の正規の勤務時間が、1週間について<u>再任用短時間勤務時間数</u>とすることができないが生ずるため。</p> <p>・ 1 (2)の理由 職員の正規の勤務時間が4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分とされている場合に、週休日を変更することにより、正規の勤務時間が、4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないことが生ずるため。</p> <p>4 適用年月日 <u>平成30年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>改正後の規定は、2暦日にわたる業務に従事する場合は、適用年月日以後に始まる業務から適用し、適用年月日前から始まる業務に従事する場合には、なお従前の例による。</u></p>
--	---

【正規の勤務時間の特例について】

改 正 案	現 案 行
<p>正規の勤務時間の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、4週間以内の期間について、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の1週間の正規の勤務時間の平均を15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定める時間（以下「<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>」という。）とすれば、ある週の正規の勤務時間が、<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>を超え、又は<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>に満たないことができる。</p> <p>(2) 条例第5条の規定に基づき、正規の勤務時間が割り振られている日を週休日に変更した場合には、4週間以内の期間について1週間当たりの正規の勤務時間（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、ある週の正規の勤務時間）が、38時間45分（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>。以下同じ。）を超え、又は38時間45分に満たないことができる。</p> <p>2 対象職員</p> <p>1 (1)の対象職員 …… 交替制等の勤務職場に勤務する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u></p> <p>1 (2)の対象職員 …… 全職員</p> <p>3 理由</p> <p>(1) 1 (1)の理由</p> <p>夜勤等を行う職場、土曜日又は日曜日に勤務を行う職場等においては、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についても交替で勤務</p>	<p>正規の勤務時間の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、4週間以内の期間について、<u>再任用短時間勤務職員</u>の1週間の正規の勤務時間の平均を15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定める時間（以下「<u>再任用短時間勤務時間数</u>」という。）とすれば、ある週の正規の勤務時間が、<u>再任用短時間勤務時間数</u>を超え、又は<u>再任用短時間勤務時間数</u>に満たないことができる。</p> <p>(2) 条例第5条の規定に基づき、正規の勤務時間が割り振られている日を週休日に変更した場合には、4週間以内の期間について1週間当たりの正規の勤務時間（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、ある週の正規の勤務時間）が、38時間45分（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、<u>再任用短時間勤務時間数</u>。以下同じ。）を超え、又は38時間45分に満たないことができる。</p> <p>2 対象職員</p> <p>1 (1)の対象職員 …… 交替制等の勤務職場に勤務する<u>再任用短時間勤務職員</u></p> <p>1 (2)の対象職員 …… 全職員</p> <p>3 理由</p> <p>(1) 1 (1)の理由</p> <p>夜勤等を行う職場、土曜日又は日曜日に勤務を行う職場等においては、<u>再任用短時間勤務職員</u>についても交替で勤務を行わ</p>

<p>を行わなければならない。この結果、当該職員の正規の勤務時間が、1週間について<u>定年前再任用短時間勤務時間数</u>とすることができないが生ずるため。</p> <p>(2) 1 (2)の理由</p> <p>職員の正規の勤務時間が4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分とされている場合に、週休日を変更することにより、正規の勤務時間が、4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないが生ずるため。</p> <p>4 適用年月日 <u>令和5年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</u></p>	<p>なければならない。この結果、当該職員の正規の勤務時間が、1週間について<u>再任用短時間勤務時間数</u>とすることができないが生ずるため。</p> <p>(2) 1 (2)の理由</p> <p>職員の正規の勤務時間が4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分とされている場合に、週休日を変更することにより、正規の勤務時間が、4週間以内の期間について1週間当たり38時間45分を超え、又は38時間45分に満たないが生ずるため。</p> <p>4 適用年月日 <u>平成30年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>改正後の規定は、2暦日にわたる業務に従事する場合は、適用年月日以後に始まる業務から適用し、適用年月日前から始まる業務に従事する場合については、なお従前の例による。</u></p>
---	---

【週休日の特例について】

改 正 案	現 行
<p>週休日の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、週休日を、4週間について、4日以上8日以下とすることができる。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間について、8日に、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えることができる。</p> <p>(2) 週休日の変更を行った場合には、週休日がある4週間については8日（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えた日。以下同じ。）を超え、又は8日に満たないことができる。</p> <p>2及び3 （現行のとおり）</p> <p>4 適用年月日 <u>令和5年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</u></p>	<p>週休日の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、週休日を、4週間について、4日以上8日以下とすることができる。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間について、8日に、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えることができる。</p> <p>(2) 週休日の変更を行った場合には、週休日がある4週間については8日（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えた日。以下同じ）を超え、又は8日に満たないことができる。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 適用年月日 <u>平成14年4月1日</u></p> <p>(新設)</p>

【週休日の特例について】

改 正 案	現 行
<p>週休日の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、週休日を、4週間について、4日以上8日以下とすることができる。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間について、8日に、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えることができる。</p> <p>(2) 週休日の変更を行った場合には、週休日がある4週間については8日（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えた日。以下同じ。）を超え、又は8日に満たないことができる。</p> <p>2及び3 （現行のとおり）</p> <p>4 適用年月日 <u>令和5年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</u></p>	<p>週休日の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、週休日を、4週間について、4日以上8日以下とすることができる。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間について、8日に、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えることができる。</p> <p>(2) 週休日の変更を行った場合には、週休日がある4週間については8日（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えた日。以下同じ）を超え、又は8日に満たないことができる。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 適用年月日 <u>平成14年4月1日</u></p> <p>(新設)</p>

【週休日の特例について】

改 正 案	現 行
<p>週休日の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、週休日を、4週間について、4日以上8日以下とすることができる。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間について、8日に、4週間当たりに換算した条例第5条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えることができる。</p> <p>(2) 週休日の変更を行った場合には、週休日がある4週間については8日（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間当たりに換算した条例第5条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えた日。以下同じ。）を超え、又は8日に満たないことができる。</p> <p>2 対象職員</p> <p>1 (1)の対象職員・・・都立学校、区市町村立の小学校、中学校、<u>義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校</u>に勤務する職員</p> <p><u>1 (2)の対象職員・・・全職員</u></p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>4 適用年月日 <u>令和5年4月1日</u></p> <p>5 <u>経過措置</u> <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又</u></p>	<p>週休日の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、週休日を、4週間について、4日以上8日以下とすることができる。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間について、8日に、4週間当たりに換算した条例第5条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えることができる。</p> <p>(2) 週休日の変更を行った場合には、週休日がある4週間については8日（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間当たりに換算した条例第5条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えた日。以下同じ。）を超え、又は8日に満たないことができる。</p> <p>2 対象職員</p> <p>1 (1)の対象職員・・・都立学校（<u>都立大学及び都立短期大学を除く。</u>）、区市町村立の小学校、中学校及び<u>養護学校</u>に勤務する職員</p> <p><u>2 (2)の対象職員・・・全職員</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 適用年月日 <u>平成14年4月1日</u></p> <p>(新設)</p>

<p>は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</p>	
--	--

【週休日の特例について】

改 正 案	現 行
<p>週休日の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、週休日を、4週間について、4日以上8日以下とすることができる。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間について、8日に、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えることができる。</p> <p>(2) 週休日の変更を行った場合には、週休日がある4週間については8日（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えた日。以下同じ。）を超え、又は8日に満たないことができる。</p> <p>2及び3 （現行のとおり）</p> <p>4 適用年月日 <u>令和5年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</u></p>	<p>週休日の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、週休日を、4週間について、4日以上8日以下とすることができる。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間について、8日に、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えることができる。</p> <p>(2) 週休日の変更を行った場合には、週休日がある4週間については8日（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えた日。以下同じ）を超え、又は8日に満たないことができる。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 適用年月日 <u>平成14年4月1日</u></p> <p>(新設)</p>

【週休日の特例について】

改正案	現行
<p>週休日の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、週休日を、4週間について、4日以上8日以下とすることができる。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、4週間について、8日に、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えることができる。</p> <p>(2) 週休日の変更を行った場合には、週休日がある4週間については8日（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えた日。以下同じ。）を超え、又は8日に満たないことができる。</p> <p>2及び3 （現行のとおり）</p> <p>4 適用年月日 <u>令和5年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</u></p>	<p>週休日の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等に必要のある職場では、週休日を、4週間について、4日以上8日以下とすることができる。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては、4週間について、8日に、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えることができる。</p> <p>(2) 週休日の変更を行った場合には、週休日がある4週間については8日（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えた日。以下同じ）を超え、又は8日に満たないことができる。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 適用年月日 <u>平成14年4月1日</u></p> <p>（新設）</p>

【週休日の特例について】

改 正 案	現 行
<p>週休日の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、週休日を、4週間について、4日以上8日以下とすることができる。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間について、8日に、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えることができる。</p> <p>(2) 週休日の変更を行った場合には、週休日がある4週間については8日（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えた日。以下同じ。）を超え、又は8日に満たないことができる。</p> <p>2及び3 （現行のとおり）</p> <p>4 適用年月日 <u>令和5年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</u></p>	<p>週休日の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、週休日を、4週間について、4日以上8日以下とすることができる。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間について、8日に、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えることができる。</p> <p>(2) 週休日の変更を行った場合には、週休日がある4週間については8日（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えた日。以下同じ）を超え、又は8日に満たないことができる。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 適用年月日 <u>平成14年4月1日</u></p> <p>(新設)</p>

【週休日の特例について】

改 正 案	現 行
<p>週休日の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、週休日を、4週間について、4日以上8日以下とすることができる。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間について、8日に、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えることができる。</p> <p>(2) 週休日の変更を行った場合には、週休日がある4週間については8日（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えた日。以下同じ。）を超え、又は8日に満たないことができる。</p> <p>2及び3 （現行のとおり）</p> <p>4 適用年月日 <u>令和5年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</u></p>	<p>週休日の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、週休日を、4週間について、4日以上8日以下とすることができる。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間について、8日に、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えることができる。</p> <p>(2) 週休日の変更を行った場合には、週休日がある4週間については8日（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えた日。以下同じ）を超え、又は8日に満たないことができる。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 適用年月日 <u>平成14年4月1日</u></p> <p>(新設)</p>

【週休日の特例について】

改 正 案	現 行
<p>週休日の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、週休日を、4週間について、4日以上8日以下とすることができる。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、4週間について、8日に、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えることができる。</p> <p>(2) 週休日の変更を行った場合には、週休日がある4週間については8日（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えた日。以下同じ。）を超え、又は8日に満たないことができる。</p> <p>2 及び 3 （現行のとおり）</p> <p>4 適用年月日 <u>令和5年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</u></p>	<p>週休日の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等に必要のある職場では、週休日を、4週間について、4日以上8日以下とすることができる。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては、4週間について、8日に、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えることができる。</p> <p>(2) 週休日の変更を行った場合には、週休日がある4週間については8日（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えた日。以下同じ）を超え、又は8日に満たないことができる。</p> <p>2 及び 3 （略）</p> <p>4 適用年月日 <u>平成16年11月24日</u></p> <p>（新設）</p>

【週休日の特例について】

改 正 案	現 行
<p>週休日の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、週休日を、4週間について、4日以上8日以下とすることができる。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間について、8日に、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えることができる。</p> <p>(2) 週休日の変更を行った場合には、週休日がある4週間については8日（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えた日。以下同じ。）を超え、又は8日に満たないことができる。</p> <p>2及び3 （現行のとおり）</p> <p>4 適用年月日 <u>令和5年4月1日</u></p> <p>5 経過措置 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</u></p>	<p>週休日の特例について</p> <p>1 設定基準</p> <p>(1) 公務の必要性や特殊性から、正規の勤務時間の割振りを交替制等にする必要のある職場では、週休日を、4週間について、4日以上8日以下とすることができる。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間について、8日に、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えることができる。</p> <p>(2) 週休日の変更を行った場合には、週休日がある4週間については8日（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間当たりに換算した条例第4条第1項ただし書に基づく週休日の日数を加えた日。以下同じ）を超え、又は8日に満たないことができる。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 適用年月日 <u>平成14年4月1日</u></p> <p>(新設)</p>

【週休日の特例について】

改 正 案	現 行
<p>週休日の特例について</p> <p>1 設定基準 (1) 週休日の変更を行った場合には、週休日 が、ある4週間について8日を超え、又は 8日に満たないことができる。ただし、<u>定 年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4 週間について、8日に、4週間当たりに換 算した条例第4条第1項ただし書に基^づ く週休日の日数を加えることができる。</p> <p>2及び3 (現行のとおり)</p> <p>4 適用年月日 <u>令和5年4月1日</u></p> <p>5 <u>経過措置</u> <u>地方公務員法の一部を改正する法律(令 和3年法律第63号)附則第6条第1項又 は第2項の規定により採用された職員は、 定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</u></p>	<p>週休日の特例について</p> <p>1 設定基準 (1) 週休日の変更を行った場合には、週休日 が、ある4週間について8日を超え、又は 8日に満たないことができる。ただし、<u>再 任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間 について、8日に、4週間当たりに換^算 した条例第4条第1項ただし書に基^づく週休 日の日数を加えることができる。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 適用年月日 <u>平成14年4月1日</u></p> <p>(新設)</p>

「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて」（平成 13 年 10 月 2 日 13 人委任第 107 号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</p> <p>1 申請内容 退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除</p> <p>2 申請理由 定年前再任用短時間勤務制は、<u>地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項の規定において、任命権者が当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとされているものであること。</u></p> <p>この選考は、任命権者が定年前再任用の希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能力があり適当と認める場合には、その知識・経験を都政に活用することを目的に実施するものであること。</p> <p>3 実施時期 令和 5 年 4 月 1 日</p> <p>4 暫定再任用職員に関する取扱い 地方公務員法の一部を改正する法律（令和</p>	<p>再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</p> <p>1 申請内容 (1) 定年退職予定者等が再任用職員の採用選考を受験する場合 (2) 再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合 上記の場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除</p> <p>2 申請理由 再任用は、<u>地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定において、任命権者が当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め行うことができることとされているものであること。</u></p> <p>また、再任用職員の任期は、<u>地方公務員法第 28 条の 4 第 2 項、第 28 条の 5 第 2 項又は第 28 条の 6 第 3 項の規定において、条例で定めるところにより更新することができることとされているが、職員の再任用に関する条例（平成 13 年条例第 11 号）第 3 条の規定により更新することを可能にしているものであること。</u></p> <p>これらの選考は、任命権者が再任用の希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能力があり適当と認める場合には、その知識・経験を都政に活用することを目的に実施するものであること。</p>

3年法律第63号) 附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により定年退職予定者等が暫定再任用職員の採用選考を受験する場合又は、同法附則第4条第3項又は第6条第3項の規定により暫定再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合は、1の退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合とみなす。

「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて」（平成 13 年 10 月 2 日 13 人委任第 107 号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</p> <p>1 申請内容</p> <p><u>退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除</u></p> <p>2 申請理由</p> <p><u>定年前再任用短時間勤務制は、地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定において、任命権者が当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとされているものであること。</u></p> <p><u>この選考は、任命権者が定年前再任用の希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能力があり適当と認める場合</u></p>	<p>再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</p> <p>1 申請内容</p> <p><u>(1) 定年退職予定者等が再任用職員の採用選考を受験する場合</u></p> <p><u>(2) 再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合</u></p> <p><u>上記の場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除</u></p> <p>2 申請理由</p> <p><u>再任用は、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定において、任命権者が当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め行うことができることとされているものであること。</u></p> <p><u>また、再任用職員の任期は、地方公務員法第 28 条の 4 第 2 項、第 28 条の 5 第 2 項又は第 28 条の 6 第 3 項の規定において、条例で定めるところにより更新することができることとされているが、職員の再任用に関する条例（平成 13 年条例第 11 号）第 3 条の規定により更新することを可能にしているものであること。</u></p> <p><u>これらの選考は、任命権者が再任用の希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能力があり適当と認める場合に</u></p>

<p>には、その知識・経験を都政に活用することを目的に実施するものであること。</p> <p><u>3 実施時期</u> 令和5年4月1日</p> <p><u>4 暫定再任用職員に関する取扱い</u> 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により定年退職予定者等が暫定再任用職員の採用選考を受験する場合（同法附則第4条第3項又は第6条第3項の規定により暫定再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合を含む。）は、1の退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合とみなす。</p>	<p>は、その知識・経験を都政に活用することを目的に実施するものであること。</p>
--	--

「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて」（平成 13 年 10 月 2 日 13 人委任第 107 号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p><u>定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</u></p> <p>1 申請内容 <u>退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除</u></p> <p>2 申請理由 <u>定年前再任用短時間勤務制は、地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定において、任命権者が当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとされているものであること。</u></p> <p><u>この選考は、任命権者が定年前再任用の希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能力があり適当と認める場合には、その知識・経験を都政に活用することを目的に実施するものであること。</u></p> <p>3 実施時期 <u>令和 5 年 4 月 1 日</u></p> <p>4 <u>暫定再任用職員に関する取扱い</u></p>	<p><u>再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</u></p> <p>1 申請内容 <u>(1) 定年退職予定者等が再任用職員の採用選考を受験する場合</u> <u>(2) 再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合</u> <u>上記の場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除</u></p> <p>2 申請理由 <u>再任用は、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定において、任命権者が当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め行うことができることとされているものであること。</u></p> <p><u>また、再任用職員の任期は、地方公務員法第 28 条の 4 第 2 項、第 28 条の 5 第 2 項又は第 28 条の 6 第 3 項の規定において、条例で定めるところにより更新することができることとされているが、職員の再任用に関する条例（平成 13 年条例第 11 号）第 3 条の規定により更新することを可能にしているものであること。</u></p> <p><u>これらの選考は、任命権者が再任用の希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能力があり適当と認める場合には、その知識・経験を都政に活用することを目的に実施するものであること。</u></p>

<p><u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により定年退職予定者等が暫定再任用職員の採用選考を受験する場合又は、同法附則第4条第3項又は第6条第3項の規定により暫定再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合は、1の退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合とみなす。</u></p>	
--	--

「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて」（平成 13 年 10 月 2 日 13 人委任第 107 号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</p> <p>1 申請内容 退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除</p> <p>2 申請理由 定年前再任用短時間勤務制は、<u>地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定において、任命権者が当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとされているものであること。</u></p> <p><u>この選考は、任命権者が定年前再任用の希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能力があり適当と認める場合には、その知識・経験を都政に活用することを目的に実施するものであること。</u></p> <p>3 実施時期 <u>令和 5 年 4 月 1 日</u></p> <p>4 暫定再任用職員に関する取扱い <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和</u></p>	<p>再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</p> <p>1 申請内容 (1) <u>定年退職予定者等が再任用職員の採用選考を受験する場合</u> (2) <u>再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合</u> <u>上記の場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除</u></p> <p>2 申請理由 再任用は、<u>地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定において、任命権者が当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め行うことができることとされているものであること。</u></p> <p><u>また、再任用職員の任期は、地方公務員法第 28 条の 4 第 2 項、第 28 条の 5 第 2 項又は第 28 条の 6 第 3 項の規定において、条例で定めるところにより更新することができることとされているが、職員の再任用に関する条例（平成 13 年条例第 11 号）第 3 条の規定により更新することを可能にしているものであること。</u></p> <p><u>これらの選考は、任命権者が再任用の希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能力があり適当と認める場合には、その知識・経験を都政に活用することを目的に実施するものであること。</u></p>

<p><u>3年法律第63号) 附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により定年退職予定者等が暫定再任用職員の採用選考を受験する場合又は、同法附則第4条第3項又は第6条第3項の規定により暫定再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合は、1の退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合とみなす。</u></p>	
--	--

「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて」（平成 13 年 10 月 2 日 13 人委任第 107 号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</p> <p>1 申請内容 退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除</p> <p>2 申請理由 定年前再任用短時間勤務制は、<u>地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定において、任命権者が当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとされているものであること。</u></p> <p><u>この選考は、任命権者が定年前再任用の希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能力があり適当と認める場合には、その知識・経験を都政に活用することを目的に実施するものであること。</u></p> <p>3 実施時期 令和 5 年 4 月 1 日</p> <p>4 暫定再任用職員に関する取扱い 地方公務員法の一部を改正する法律（令和</p>	<p>再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</p> <p>1 申請内容 (1) 定年退職予定者等が再任用職員の採用選考を受験する場合 (2) 再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合 上記の場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除</p> <p>2 申請理由 再任用は、<u>地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定において、任命権者が当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め行うことができることとされているものであること。</u></p> <p><u>また、再任用職員の任期は、地方公務員法第 28 条の 4 第 2 項、第 28 条の 5 第 2 項又は第 28 条の 6 第 3 項の規定において、条例で定めるところにより更新することができることとされているが、職員の再任用に関する条例（平成 13 年条例第 11 号）第 3 条の規定により更新することを可能にしているものであること。</u></p> <p><u>これらの選考は、任命権者が再任用の希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能力があり適当と認める場合には、その知識・経験を都政に活用することを目的に実施するものであること。</u></p>

<p><u>3年法律第63号) 附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により定年退職予定者等が暫定再任用職員の採用選考を受験する場合又は、同法附則第4条第3項又は第6条第3項の規定により暫定再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合は、1の退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合とみなす。</u></p>	
--	--

「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて」（平成 13 年 10 月 2 日 13 人委任第 107 号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</p> <p>1 申請内容 退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除</p> <p>2 申請理由 定年前再任用短時間勤務制は、<u>地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項の規定において、任命権者が当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとされているものであること。</u></p> <p>この選考は、任命権者が定年前再任用の希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能力があり適当と認める場合には、その知識・経験を都政に活用することを目的に実施するものであること。</p> <p>3 実施時期 令和 5 年 4 月 1 日</p> <p>4 暫定再任用職員に関する取扱い 地方公務員法の一部を改正する法律（令和</p>	<p>再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</p> <p>1 申請内容 (1) 定年退職予定者等が再任用職員の採用選考を受験する場合 (2) 再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合 上記の場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除</p> <p>2 申請理由 再任用は、<u>地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定において、任命権者が当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め行うことができることとされているものであること。</u></p> <p>また、再任用職員の任期は、<u>地方公務員法第 28 条の 4 第 2 項、第 28 条の 5 第 2 項又は第 28 条の 6 第 3 項の規定において、条例で定めるところにより更新することができることとされているが、職員の再任用に関する条例（平成 13 年条例第 11 号）第 3 条の規定により更新することを可能にしているものであること。</u></p> <p>これらの選考は、任命権者が再任用の希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能力があり適当と認める場合には、その知識・経験を都政に活用することを目的に実施するものであること。</p>

<p><u>3年法律第63号) 附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により定年退職予定者等が暫定再任用職員の採用選考を受験する場合又は、同法附則第4条第3項又は第6条第3項の規定により暫定再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合は、1の退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合とみなす。</u></p>	
--	--

東京都人事委員会殿

東京海区漁業調整委員会
会長 有元 貴文
(公印省略)

定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員の服務及び給与の
取扱いについて（協議・申請）

このことについて、下記のとおり、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和 27 年
東京都人事委員会規則第 1 号）第 2 条第 7 号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除するこ
ととしたいので、同規則第 3 条の規定に基づき、意見を求めます。

また、給与の減額の免除について、「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の
基準」（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 3 号）第 2 条別表第 14 号の承認を得たく、申請します。

記

1 申請内容

退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合における必要最小限度の
時間の職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除

2 申請理由

定年前再任用短時間勤務制は、地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定において、任命権者が当
該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規
則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとされているも
のであること。

この選考は、任命権者が定年前再任用の希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能
力があり適当と認める場合には、その知識・経験を都政に活用することを目的に実施するものであ
ること。

3 実施年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 暫定再任用職員に関する取扱い

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項
又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により定年退職予定者等が暫定再任用職員の採用選考を
受験する場合又は、同法附則第 4 条第 3 項又は第 6 条第 3 項の規定により暫定再任用職員が任期の
更新に係る選考を受験する場合は、1 の退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受
験する場合とみなす。

「再任用職員の採用選考及び更新選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて」（平成13年9月18日13人委任第98号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</p> <p>1 申請内容 退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除</p> <p>2 申請理由 定年前再任用短時間勤務制は、地方公務員法第22条の4第1項の規定において、任命権者が当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとされているものであること。 この選考は、任命権者が定年前再任用の希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能力があり適当と認める場合には、その知識・経験を警察業務に活用することを目的に実施するものであること。</p> <p>3 実施時期 令和5年4月1日</p> <p>4 暫定再任用職員に関する取扱い 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により定年退職予定者等が暫定再任用職員の採用選考を受験する場合又は、同法附則第4条第3項又は第6条第3項の規定により暫定再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合は、1の退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合とみなす。</p>	<p>再任用職員の採用選考及び更新選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</p> <p>1 申請内容 (1) 定年退職予定者等が再任用職員の採用選考を受験する場合 (2) 再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合 上記の場合における必要最小限度の時間について職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除</p> <p>2 申請理由 当該選考は、任命権者が、再任用職員を希望する者の知識・経験等をあらかじめ把握することにより、再任用職員の適正な配置を図り、その能力を警察業務に活用することを目的として実施するものであること。</p>

「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて」（平成13年10月2日13人委任第107号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</p> <p>1 申請内容 退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除</p> <p>2 申請理由 定年前再任用短時間勤務制は、<u>地方公務員法第22条の4第1項の規定において、任命権者が当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとされているものであること。</u></p> <p>この選考は、任命権者が定年前再任用の希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能力があり適当と認める場合には、その知識・経験を都政に活用することを目的に実施するものであること。</p> <p>3 実施時期 令和5年4月1日</p> <p>4 暫定再任用職員に関する取扱い 地方公務員法の一部を改正する法律（令和</p>	<p>再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</p> <p>1 申請内容 (1) 定年退職予定者等が再任用職員の採用選考を受験する場合 (2) 再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合 上記の場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除及び給与の減額の免除</p> <p>2 申請理由 再任用は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定において、任命権者が当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め行うことができることとされているものであること。</u></p> <p>また、再任用職員の任期は、<u>地方公務員法第28条の4第2項、第28条の5第2項又は第28条の6第3項の規定において、条例で定めるところにより更新することができることとされているが、職員の再任用に関する条例（平成13年条例第11号）第3条の規定により更新することを可能にしているものであること。</u></p> <p>これらの選考は、任命権者が再任用の希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能力があり適当と認める場合には、その知識・経験を東京消防庁の消防行政に活用することを目的に実施するものであること。</p>

<p><u>3年法律第63号) 附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により定年退職予定者等が暫定再任用職員の採用選考を受験する場合又は、同法附則第4条第3項又は第6条第3項の規定により暫定再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合は、1の退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合とみなす。</u></p>	
--	--

「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員のサービスの取扱いについて」（平成13年10月2日13人委任第107号同意）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員のサービスの取扱いについて</p> <p>1 申請内容 <u>退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除</u></p> <p>2 申請理由 <u>定年前再任用短時間勤務制は、地方公務員法第22条の4第1項の規定において、任命権者が当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとされているものであること。</u></p> <p><u>この選考は、任命権者が定年前再任用の希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能力があり適当と認める場合には、その知識と経験を都政に活用することを目的に実施するものであること。</u></p> <p>3 <u>実施時期</u> <u>令和5年4月1日</u></p> <p>4 <u>暫定再任用職員に関する取扱い</u> <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しく</u></p>	<p>再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員のサービスの取扱いについて</p> <p>1 申請内容 <u>(1) 定年退職予定者等が再任用職員の採用選考を受験する場合</u> <u>(2) 再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合</u> <u>上記の場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除</u></p> <p>2 申請理由 <u>再任用は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定において、任命権者が当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め行うことができることとされているものであること。</u></p> <p><u>また、再任用職員の任期は、地方公務員法第28条の4第2項、第28条の5第2項又は第28条の6第3項の規定において、条例で定めるところにより更新することができることとされているが、職員の再任用に関する条例（平成13年条例第11号）第3条の規定により更新することを可能にしているものであること。</u></p> <p><u>これらの選考は、任命権者が再任用の希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能力があり適当と認める場合には、その知識と経験を都政に活用することを目的に実施するものであること。</u></p>

は第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により定年退職予定者等が暫定再任用職員の採用選考を受験する場合又は、同法附則第4条第3項又は第6条第3項の規定により暫定再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合は、1の退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合とみなす。

「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員のサービスの取扱いについて（申請）」（平成 13 年 10 月 2 日 13 人委任第 107 号同意）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員のサービスの取扱いについて</p> <p>1 申請内容 <u>退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除</u></p> <p>2 申請理由 <u>定年前再任用短時間勤務制は、地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項の規定において、任命権者が当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとされているものであること。</u></p> <p><u>この選考は、任命権者が定年前再任用の希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能力があり適当と認める場合には、その知識・経験を都政に活用することを目的に実施するものであること。</u></p> <p>3 <u>実施時期</u> <u>令和 5 年 4 月 1 日</u></p> <p>4 <u>暫定再任用職員に関する取扱い</u> <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しく</u></p>	<p>再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員のサービスの取扱いについて</p> <p>1 申請内容 <u>(1) 定年退職予定者等が再任用職員の採用選考を受験する場合</u> <u>(2) 再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合</u> <u>上記の場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除</u></p> <p>2 申請理由 <u>再任用は、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定において、任命権者が当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め行うことができることとされているものであること。</u></p> <p><u>また、再任用職員の任期は、地方公務員法第 28 条の 4 第 2 項、第 28 条の 5 第 2 項又は第 28 条の 6 第 3 項の規定において、条例で定めるところにより更新することができることとされているが、職員の再任用に関する条例（平成 13 年条例第 11 号）第 3 条の規定により更新することを可能にしているものであること。</u></p> <p><u>これらの選考は、任命権者が再任用の希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能力があり適当と認める場合には、その知識・経験を都政に活用することを目的に実施するものであること。</u></p>

は第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により定年退職予定者等が暫定再任用職員の採用選考を受験する場合又は、同法附則第4条第3項又は第6条第3項の規定により暫定再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合は、1の退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合とみなす。

「再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員のサービスの取扱いについて」（平成 13 年 10 月 2 日 13 人委任第 107 号同意）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p><u>定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員のサービスの取扱いについて</u></p> <p>1 申請内容 <u>退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除</u></p> <p>2 申請理由 <u>定年前再任用短時間勤務制は、地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定において、任命権者が当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとされているものであること。</u></p> <p><u>この選考は、任命権者が定年前再任用の</u></p>	<p><u>再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員のサービスの取扱いについて</u></p> <p>1 申請内容 <u>(1) 定年退職予定者等が再任用職員の採用選考を受験する場合</u> <u>(2) 再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合</u> <u>上記の場合における必要最小限度の時間の職務に専念する義務の免除</u></p> <p>2 申請理由 <u>(1) 再任用は、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定において、任命権者が当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め行うことができることとされているものであること。</u> <u>(2) 再任用職員の任期は、地方公務員法第 28 条の 4 第 2 項、第 28 条の 5 第 2 項又は第 28 条の 6 第 3 項の規定において、条例で定めるところにより更新することができることとされているが、職員の再任用に関する条例（平成 13 年条例第 11 号）第 3 条の規定により更新することを可能にしているものであること。</u> <u>(3) これらの選考は、任命権者が再任用の</u></p>

<p>希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能力があり適当と認める場合には、その知識・経験を都政に活用することを目的に実施するものであること。</p> <p><u>3 実施時期</u> 令和5年4月1日</p> <p><u>4 暫定再任用職員に関する取扱い</u> <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により定年退職予定者等が暫定再任用職員の採用選考を受験する場合又は、同法附則第4条第3項又は第6条第3項の規定により暫定再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合は、1の退職予定者が定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合とみなす。</u></p>	<p>希望者の勤務実績や健康状態等を判断し、働く意欲と能力があり適当と認める場合には、その知識・経験を都政に活用することを目的に実施するものであること。</p>
---	--

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで (現行のとおり)					1 から 4 まで (略)				
5 改正年月日 令和5年4月1日 (当初申請 「平成27年4月1日」)					5 改正年月日 令和4年10月1日 (当初申請 「平成27年4月1日」)				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1 から 14 まで (現行のとおり)					1 から 14 まで (略)				
15	13人委任第107号	<u>定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</u>	免除しない	免除しない	15	13人委任第107号	<u>再任用職員の採用(更新)選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</u>	免除しない	免除しない
16及び17 (現行のとおり)					16及び17 (略)				

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改正案					現行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで （現行のとおり）					1 から 4 まで （略）				
5 改正年月日 令和5年4月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）					5 改正年月日 令和4年6月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1 から 17 まで （現行のとおり）					1 から 17 まで （略）				
18	13人委任第107号	定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない	18	13人委任第107号	再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない
19及び20 （現行のとおり）					19及び20 （略）				

「時間講師及び日勤講師の職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
時間講師及び日勤講師の職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について					時間講師及び日勤講師の職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について				
1 から 4 まで （現行のとおり）					1 から 4 まで （略）				
5 改正年月日 令和5年4月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）					5 改正年月日 令和4年6月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1 から 17 まで （現行のとおり）					1 から 17 まで （略）				
18	13人委任第107号	定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない	18	13人委任第107号	再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない
19及び20 （現行のとおり）					19及び20 （略）				

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで (現行のとおり)					1 から 4 まで (略)				
5 改正年月日 令和5年4月1日 (当初申請 「平成27年4月1日」)					5 改正年月日 令和4年10月1日 (当初申請 「平成27年4月1日」)				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1 から 11 まで (現行のとおり)					1 から 11 まで (略)				
12	13人委任第107号	<u>定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</u>	免除しない	免除しない	12	13人委任第107号	<u>再任用職員の採用(更新)選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</u>	免除しない	免除しない
13及び14 (現行のとおり)					13及び14 (略)				

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで (現行のとおり)					1 から 4 まで (略)				
5 改正年月日 令和5年4月1日 (当初申請 「平成27年4月1日」)					5 改正年月日 令和4年10月1日 (当初申請 「平成27年4月1日」)				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1 から 10 まで (現行のとおり)					1 から 10 まで (略)				
11	13人委任第107号	<u>定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</u>	免除しない	免除しない	11	13人委任第107号	<u>再任用職員の採用(更新)選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</u>	免除しない	免除しない
12及び13 (現行のとおり)					12及び13 (略)				

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで (現行のとおり)					1 から 4 まで (略)				
5 改正年月日 令和5年4月1日 (当初申請 「平成27年4月1日」)					5 改正年月日 令和4年10月1日 (当初申請 「平成27年4月1日」)				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1 から 10 まで (現行のとおり)					1 から 10 まで (略)				
11	13人委任第107号	定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない	11	13人委任第107号	再任用職員の採用(更新)選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない
12及び13 (現行のとおり)					12及び13 (略)				

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで (現行のとおり)					1 から 4 まで (略)				
5 改正年月日 令和5年4月1日 (当初申請 「平成27年4月1日」)					5 改正年月日 令和4年10月1日 (当初申請 「平成27年4月1日」)				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1 から 10 まで (現行のとおり)					1 から 10 まで (略)				
11	13人委任第107号	定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない	11	13人委任第107号	再任用職員の採用(更新)選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない
12及び13 (現行のとおり)					12及び13 (略)				

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 から 4 まで （現行のとおり）					1 から 4 まで （略）				
5 改正年月日 令和5年4月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）					5 改正年月日 令和4年10月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1 から 7 まで （現行のとおり）					1 から 7 まで （略）				
8	13人委任第107号	<u>定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</u>	免除しない	免除しない	8	13人委任第107号	<u>再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務及び給与の取扱いについて</u>	免除しない	免除しない
9 （現行のとおり）					9 （略）				

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案				現 行			
会計年度任用職員の職務専念義務の免除について				会計年度任用職員の職務専念義務の免除について			
1 から 3 まで （現行のとおり）				1 から 3 まで （略）			
4 改正年月日 令和5年4月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）				4 改正年月日 令和4年10月1日（当初申請 「平成27年4月1日」）			
【別表】				【別表】			
項番	承認番号等	項目	職務専念義務	項番	承認番号等	項目	職務専念義務
1 から 13 まで （現行のとおり）				1 から 13 まで （略）			
14	13人委任第107号	定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員のサービスの取扱いについて	免除しない	14	13人委任第107号	再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員のサービスの取扱いについて	免除しない
15及び16 （現行のとおり）				15及び16 （略）			

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意）の一部を下記のとおり改正する。

記

改正案					現行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除について					会計年度任用職員の職務専念義務の免除について				
1 から 3 まで (現行のとおり)					1 から 3 まで (略)				
4 改正年月日 令和5年4月1日 (当初申請 「平成27年4月1日」)					4 改正年月日 令和4年10月1日 (当初申請 「平成27年4月1日」)				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項目	職務専念義務	報酬減額
1 から 13 まで (現行のとおり)					1 から 13 まで (略)				
14	13人委任第107号	定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員のサービスの取扱いについて	免除しない	免除しない	14	13人委任第107号	再任用職員の採用(更新)選考を受験する場合の職員のサービスの取扱いについて	免除しない	免除しない
15及び16 (現行のとおり)					15及び16 (略)				

「会計年度任用職員の職務専念義務の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案				現 行			
会計年度任用職員の職務専念義務の免除について				会計年度任用職員の職務専念義務の免除について			
1 から 3 まで （現行のとおり）				1 から 3 まで （略）			
4 改正年月日 令和5年4月1日				4 改正年月日 令和4年10月1日			
【別表】				【別表】			
項番	承認 番号等	項目	職務専念義務	項番	承認 番号等	項目	職務専念義務
1 から13まで （現行のとおり）				1 から13まで （略）			
14	13人委任第107号	定年前再任用短時間勤務職員の採用選考を受験する場合の職員の服務について	免除しない	14	13人委任第107号	再任用職員の採用（更新）選考を受験する場合の職員の服務について	免除しない
15及び16 （現行のとおり）				15及び16 （略）			

規則等改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 警視庁職員任用規程の一部改正（警視）（2頁）
- 2 東京消防庁職員任用規程の一部改正（消防）（23頁）
- 3 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（31頁）
- 4 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（33頁）
- 5 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（35頁）
- 6 東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（43頁）
- 7 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（45頁）
- 8 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（46頁）
- 9 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（47頁）

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 第1章から第2章第2節まで（現行のとおり） 第3節 <u>定年前再任用短時間勤務職員の採用</u>（第9条の2・第9条の3）</p> <p>第2章第4節から第6章まで（現行のとおり） 附則から様式まで（現行のとおり）</p> <p>第1章 総則 第1条及び第2条（現行のとおり）</p> <p>（定義） 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(7)まで（現行のとおり） <u>(8) 定年前再任用短時間勤務職員</u> 法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。 (9)（現行のとおり）</p> <p>第2章 採用 第1節 警察官の採用</p> <p>（採用の方法） 第4条 警察官（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付職員を除く。以下この節において同じ。）は、Ⅰ類採用試験、Ⅱ類採用試験及びⅢ類採用試験の区分による競争試験（以下「試験」という。）により、巡査の階級において採用するものとする。</p>	<p>目次 第1章から第2章第2節まで（略） 第3節 <u>再任用</u>（第9条の2・第9条の3）</p> <p>第2章第4節から第6章まで（略） 附則から様式まで（略）</p> <p>第1章 総則 第1条及び第2条（略）</p> <p>（定義） 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(7)まで（略） <u>(8) 再任用職員</u> 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。 (9)（略）</p> <p>第2章 採用 第1節 警察官の採用</p> <p>（採用の方法） 第4条 警察官（<u>再任用職員</u>及び任期付職員を除く。以下この節において同じ。）は、Ⅰ類採用試験、Ⅱ類採用試験及びⅢ類採用試験の区分による競争試験（以下「試験」という。）により、巡査の階級において採用するものとする。ただし、</p>

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、選考によるものとする。	次の各号のいずれかに該当する場合は、選考によるものとする。
(1)から(3)まで（現行のとおり）	(1)から(3)まで（略）
第5条から第6条の2まで（現行のとおり）	第5条から第6条の2まで（略）
第2節 警察行政職員の採用 （採用の方法）	第2節 警察行政職員の採用 （採用の方法）
第7条 警察行政職員（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付職員を除く。以下この節において同じ。）は、試験によりそれぞれの職に採用するものとする。ただし、職務の特殊性より試験により難しい場合には、人事委員会の承認を得て、選考により採用することができる。	第7条 警察行政職員（ <u>再任用職員</u> 及び任期付職員を除く。以下この節において同じ。）は、試験によりそれぞれの職に採用するものとする。ただし、職務の特殊性により試験により難しい場合には、人事委員会の承認を得て、選考により採用することができる。
2（現行のとおり）	2（略）
第8条及び第9条（現行のとおり）	第8条及び第9条（略）
第3節 <u>定年前再任用短時間勤務職員の採用</u>	第3節 <u>再任用</u>
（採用の方法）	（採用の方法）
第9条の2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> は、従前の <u>勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報</u> に基づく選考により、 <u>警察官は巡査部長以下の階級、警察行政職員は警視庁警察行政職員主任職任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第4号）に定める主任の職以下</u> において採用するものとする。	第9条の2 <u>再任用職員</u> は、従前の <u>勤務成績等</u> に基づく選考により、 <u>退職時の階級又は職以下</u> において採用するものとする。
2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> の選考基準及び選考方法は、別表第3の2のとおりとする。	2 <u>再任用職員</u> の選考基準及び選考方法は、別表第3の2のとおりとする。

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

(任期)
第9条の3 定年前再任用短時間勤務職員の任期は、採用の日から職員の定年等に関する条例（昭和59年東京都条例第4号）第13条ただし書に規定する定年退職日相当日までとする。

(削除)

(削除)

第9条の4から第36条の1まで（現行のとおり）

(採用選考委員会)

第36条の2 警視庁本部に採用選考委員会を置き、職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員を除く。）の採用選考を行わせる。

(定年前再任用等選考委員会)

第36条の3 警視庁本部に定年前再任用等選考委員会を置き、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員の採用選考を行わせる。

第37条から第43条まで（現行のとおり）

(任期等)
第9条の3 再任用職員の任期は、1年以内とする。

2 前項の任期は、当該任期における勤務成績が良好である場合は、職員の同意を得て、更新することができる。

3 再任用職員（前項の規定により更新された再任用職員を含む。）の任期の末日は、その者が、職員の再任用に関する条例（平成13年東京都条例第11号）に規定する年齢に達する日以降における最初の3月31日とする。

第9条の4から第36条の1まで（略）

(採用選考委員会)

第36条の2 警視庁本部に採用選考委員会を置き、職員（再任用職員及び任期付職員を除く。）の採用選考を行わせる。

(再任用等選考委員会)

第36条の3 警視庁本部に再任用等選考委員会を置き、再任用職員及び任期付職員の選考を行わせる。

第37条から第43条まで（略）

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

別表第1（現行のとおり）

別表第1の2（第6条関係）

第6条第3項に規定する者の採用選考基準及び選考方法

区 分	内 容		
選考基準	国籍	(現行のとおり)	
	経歴等	(現行のとおり)	
	年齢	選考を行う日の属する年度の3月31日において6.5歳未満である者	
	身体	(現行のとおり)	
選考方法	一次選考	適性検査	(現行のとおり)
		筆記考査	(現行のとおり)
	二次選考	適性検査	(現行のとおり)
		身体検査	(現行のとおり)
		面接考査	(現行のとおり)
備考	(現行のとおり)		

別表第1（略）

別表第1の2（第6条関係）

第6条第3項に規定する者の採用選考基準及び選考方法

区 分	内 容		
選考基準	国籍	(略)	
	経歴等	(略)	
	年齢	選考を行う日の属する年度の3月31日において6.0歳未満である者	
	身体	(略)	
選考方法	一次選考	適性検査	(略)
		筆記考査	(略)
	二次選考	適性検査	(略)
		身体検査	(略)
		面接考査	(略)
備考	(略)		

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案

別表第1の3（第6条関係）

特別捜査官の採用選考基準及び選考方法

種別	階級	職級	採用区分	選考基準			選考方法			採用要件			
				国籍	経歴・資格等	年齢	身体	一次選考	二次選考				
								筆記検査	適性検査		身体検査	面接検査	
財務捜査官	警視	6級職	I類	日本の国籍を有する者。	(現行のとおり)	60歳未満	別表第1の身体と同じ。	(現行のとおり)	警察官の職務執行上必要な適性について検査する。	聴の官職無のゲ行、能察支有師トを覚機警上の医ン査色動に行患、レ檢力び並務るい及の視及査職あつ察等。力檢ののに診ンウ。			
		5級職			(現行のとおり)								
	警部	4級職			(現行のとおり)								
	警部補	3級職			1 次の税等税めけ 2 間定お	27歳以上 65歳未満		教養考査 専門小論 経験論文					
科学捜査官	警視	6級職			(現行のとおり)	60歳未満		1 次の自等自然に然お然年学民者 2 間等るしす 3 等るしす 4 等るしす	27歳以上 65歳未満		教養考査 専門小論 経験論文		
		5級職			(現行のとおり)								
	警部	4級職			(現行のとおり)								
	警部補	3級職			1 次の自等自然に然お然年学民者 2 間等るしす 3 等るしす 4 等るしす	27歳以上 65歳未満						教養考査 専門小論 経験論文	
サイバー犯罪捜査官	警部補	2級職			1 次の自等自然に然お然年学民者 2 間等るしす 3 等るしす 4 等るしす	27歳以上 65歳未満						教養考査 専門小論 経験論文	
	巡査部長				1 次の自等自然に然お然年学民者 2 間等るしす 3 等るしす 4 等るしす	27歳以上 65歳未満						教養考査 専門小論 経験論文	
国際犯罪捜査官	巡査部長	1 次の自等自然に然お然年学民者 2 間等るしす 3 等るしす 4 等るしす			27歳以上 65歳未満	教養考査 専門小論 経験論文							
備考	1 (現行のとおり) 2 (現行のとおり)												

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

現 行

別表第1の3（第6条関係）

特別捜査官の採用選考基準及び選考方法

種別	階級	職級	採用区分	選考基準				選考方法				採用要件	
				国籍	経歴・資格等	年齢	身体	一次選考		二次選考			
								筆記検査	適性検査	身体検査	面接検査		
財務捜査官	警視	6級職	I類	日本の国籍を有する者。	(略)	60歳未満	別表第1の身体と同じ。	(略)	警察官の職務執行上必要な適性について検査する。	聴の官無しのゲ行能察有師トを覚機警上の医ン査色動に行思、レ檢力び並るい及の視及肅あつ察等。力檢ののに診ン。	口頭試問 口述試問	人物性向等について審査の結果警察官として支障のない者であること	
	警部	5級職			(略)								
		4級職			(略)								
	警部補	3級職			1 次間定おける税理のりるがれ又け法務年ず士お士事5かはる第又以上に会55は上該計年条この当士以第れ有す補上1に用するの項相なる者有第当職者資有第当なる格用1す歴をあな号る有る有職イ業をこし歴が務す。か有ホ氏者。つすま間、るで等民者にて。	27歳以上 60歳未満		教養考査 専門考査 経験小論文					
科学捜査官	警視	6級職			(略)	60歳未満		(略)					教養考査 専門考査 経験小論文
	警部	5級職			(略)								
		4級職			(略)								
警部補	3級職	1 次間定おける税理のりるがれ又け法務年ず士お士事5かはる第又以上に会55は上該計年条この当士以第れ有す補上1に用するの項相なる者有第当職者資有第当なる格用1す歴をあな号る有る有職イ業をこし歴が務す。か有ホ氏者。つすま間、るで等民者にて。			27歳以上 60歳未満	教養考査 専門考査 経験小論文							
サイバー犯罪捜査官	警部補	2級職			情報処に等つる者に関する者	資格に格高しに用おける者		25歳以上 60歳未満					教養考査 専門考査 経験小論文
	巡査部長				情報処に等つる者に関する者	資格に格高しに用おける者		25歳以上 60歳未満					教養考査 専門考査 経験小論文
国際犯罪捜査官	巡査部長	民間等における3年以上の有用な職歴及び経験を有する者			民間等における3年以上の有用な職歴及び経験を有する者	25歳以上 60歳未満		教養考査 専門考査 経験小論文					教養考査 専門考査 経験小論文
備考	1 (略) 2 (略)												

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改 正 案	現 行
別表第2（現行のとおり）	別表第2（略）

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案

別表第3（第9条関係）

警察行政職員の採用選考基準

職群	職種	職務名	採用区分	職	選考の基準及び方法等		
					経歴・免許等	年齢	選考方法
事務系	通訳	通訳	I類	(現行のとおり)	(現行のとおり)	40歳未満	(現行のとおり) (現行のとおり) (現行のとおり) (現行のとおり) 経歴審査 面接試験
一般技術系	鑑識技術	鑑識技術（法医、化学、物理、指紋、特殊写真、文書鑑定）	I類	(現行のとおり)	(現行のとおり)	40歳未満	
	体育指導	体育指導			(現行のとおり)	30歳未満	
	航空機械技術	航空機械技術	III類	(現行のとおり)	(現行のとおり)	40歳未満	
	武道指導	武道指導	I類	(現行のとおり)	(現行のとおり)		
	運転免許試験	自動車運転免許試験官			(現行のとおり)		
	交通技術	交通技術			(現行のとおり)		
	音楽指導	音楽指導	-	-	警視庁音楽隊の隊長にふさわしい知識、技術及び指導力を有する者	65歳未満	
医療技術系	医師	医師	-	(現行のとおり)	(現行のとおり)	50歳未満	(現行のとおり) 経歴及び資格審査 筆記考査 面接試験
	診療放射線	放射線技術	II類	(現行のとおり)	(現行のとおり)	40歳未満	
	臨床検査	臨床検査技師			(現行のとおり)	45歳未満	
	保健師	保健師			(現行のとおり)	40歳未満	
	看護師	看護師	看護師	医療職給料表（三）1級主事	看護師の免許を取得見込みの者	45歳未満	
	栄養士	栄養士	II類	(現行のとおり)	看護師の免許を有する者	65歳未満	
技能系	自動車運転	自動車運転	-	(現行のとおり)	(現行のとおり)	40歳未満	
	自動車整備	自動車整備			(現行のとおり)		
	機械管理	機械管理			(現行のとおり)		
	海技	海技			(現行のとおり)		
	技能I	電話交換			(現行のとおり)		
		一般技能			(現行のとおり)		
技能II	一般技能	50歳未満					
業務系	業務	一般業務	-	(現行のとおり)	(現行のとおり)	65歳未満	(現行のとおり)

備考：上記職種のうち、音楽指導、医師、看護師及びI類採用職種について選考を行う場合は、その都度人事委員会の承認を得て行うものとする。

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

現 行

別表第3（第9条関係）

警察行政職員の採用選考基準

職群	職種	職務名	採用区分	職	選考の基準及び方法等		
					経歴・免許等	年齢	選考方法
事務系	通訳	通訳	I類	(略)	(略)	40歳未満	(略)
一般技術系	鑑識技術	鑑識技術（法医、化学、物理、指紋、特殊写真、文書鑑定）	I類	(略)	(略)	40歳未満	
	体育指導	体育指導			(略)	30歳未満	
	航空機械技術	航空機械技術	III類	(略)	(略)	40歳未満	
	武道指導	武道指導	I類	(略)	(略)		
	運転免許試験	自動車運転免許試験官			(略)		
	交通技術	交通技術	-	-	警視庁音楽隊の隊長にふさわしい知識、技術及び指導力を有する者	<u>60歳未満</u>	
医療技術系	医師	医師	-	(略)	(略)	50歳未満	経歴及び資格審査 筆記考査 面接試験
	診療放射線	放射線技術	II類	(略)	(略)	40歳未満	
	臨床検査	臨床検査技師		(略)	(略)	45歳未満	
	保健師	保健師	看護師	医療職給料表（三）1級主事	看護師の免許を取得見込みの者	45歳未満	
	看護師	看護師			看護師の免許を有する者	<u>60歳未満</u>	
	栄養士	栄養士	II類	(略)	(略)	40歳未満	
技能系	自動車運転	自動車運転	-	(略)	(略)	40歳未満	(略)
	自動車整備	自動車整備			(略)		
	機械管理	機械管理			(略)		
	海技	海技			(略)		
	技能I	電話交換			(略)		
		一般技能			(略)		
技能II	一般技能	50歳未満					
業務系	業務	一般業務	-	(略)	(略)	<u>60歳未満</u>	(略)

備考：上記職種のうち、音楽指導、医師、看護師及びI類採用職種について選考を行う場合は、その都度人事委員会の承認を得て行うものとする。

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案	現行												
<p>別表第3の2(第9条の2関係) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の選考基準及び選考方法</p> <table border="1" data-bbox="203 368 714 523"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選考基準</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> <tr> <td>選考方法</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3の3から別表第9まで(現行のとおり)</p>	区分	内容	選考基準	(現行のとおり)	選考方法	(現行のとおり)	<p>別表第3の2(第9条の2関係) <u>再任用職員</u>の選考基準及び選考方法</p> <table border="1" data-bbox="1160 371 1637 525"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選考基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>選考方法</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3の3から別表第9まで(略)</p>	区分	内容	選考基準	(略)	選考方法	(略)
区分	内容												
選考基準	(現行のとおり)												
選考方法	(現行のとおり)												
区分	内容												
選考基準	(略)												
選考方法	(略)												

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案

別表第9の2（第15条、第35条関係）

昇任基準

区分	昇任の対象者	勤続年数	勤務成績
(1) 一階級（職） 上位階級（職） への昇任	特に抜群の功労があると認められる者	問わない。	平素の勤務成績が優良な者
	抜群の功労があると認められる者	問わない。	平素の勤務成績が優良で、一階級（職）上位の階級（職）に必要な能力を有すると認められる者
	真に多大な功労があると認められる者	巡査部長への昇任の場合は勤続3年以上、警部補（警察行政職員は副主査職）への昇任の場合は勤続5年以上（うち現階級（職）3年以上）	平素の勤務成績が優良で、一階級（職）上位の階級（職）に必要な能力を有すると認められる者
	身の危険を顧みず積極果敢に職務を遂行して負傷した者で、長期の療養を必要とし、かつ、機能障害が残ると認められる者	巡査部長への昇任の場合は勤続10年以上、警部補（警察行政職員は副主査職）への昇任の場合は勤続15年以上（うち現階級（職）3年以上）、警部（警察行政職員は係長職）への昇任の場合は勤続20年以上（うち現階級（職）4年以上）	平素の勤務成績が優良な者
	公務上死亡し、又は公務上の傷病により死亡し、若しくは障害の状態になって退職する者	問わない。	問わない。
	死亡した者	勤続15年以上（うち現階級（職）1年以上）。ただし、公務に起因したと思われる事由により死亡した者については、勤続年数を5年以上とすることができる。	平素の勤務成績が優良な者
	退職する者	勤続20年以上で、うち現階級（職）が、警部（警察行政職員は係長職）以下の階級（職）への昇任の場合は3年以上、警視への昇任の場合は5年以上。ただし、在職中の功績が特に顕著な者については、現階級（職）の年限によらないことができる。	平素の勤務成績が優良な者
(2) 二階級（職） 上位の階級（職） への昇任	生命をとして職務を遂行し、特に顕著な功績があると認められる者で死亡した者	問わない。	問わない。
	生命をとして職務を遂行し、特に功労抜群で一般の模範と認められる者で、障害の状態になり退職する者	勤続20年以上（うち現階級（職）1年以上）	平素の勤務成績が優良な者
(3) 特例	<ol style="list-style-type: none"> 1 死亡した者又は退職した者に対する昇任は、死亡又は退職の日に遡つてこれを行うものとする。 2 法第28条の2第1項の規定により降任した者に対するこの基準による昇任は、降任前の階級（職）を基準として、これを行うことができる。 		
(4) 備考	警察行政職員については、事務系、一般技術系、医療技術系及び技能系の職種（技能Ⅱを除く。）に適用する。		

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

現 行

別表第9の2（第15条、第35条関係）

昇任基準

区分	昇任の対象者	勤続年数	勤務成績
(1) 一階級(職)上位階級(職)への昇任	特に抜群の功労があると認められる者	問わない。	平素の勤務成績が優良な者
	抜群の功労があると認められる者	問わない。	平素の勤務成績が優良で、一階級(職)上位の階級(職)に必要な能力を有すると認められる者
	真に多大な功労があると認められる者	巡査部長への昇任の場合は勤続3年以上、警部補(警察行政職員は副主査職)への昇任の場合は勤続5年以上(うち現階級(職)3年以上)	平素の勤務成績が優良で、一階級(職)上位の階級(職)に必要な能力を有すると認められる者
	身の危険を顧みず積極果敢に職務を遂行して負傷した者で、長期の療養を必要とし、かつ、機能障害が残ると認められる者	巡査部長への昇任の場合は勤続10年以上、警部補(警察行政職員は副主査職)への昇任の場合は勤続15年以上(うち現階級(職)3年以上)、警部(警察行政職員は係長職)への昇任の場合は勤続20年以上(うち現階級(職)4年以上)	平素の勤務成績が優良な者
	公務上死亡し、又は公務上の傷病により死亡し、若しくは障害の状態になって退職する者	問わない。	問わない。
	死亡した者	勤続15年以上(うち現階級(職)1年以上)。ただし、公務に起因したと思われる事由により死亡した者については、勤続年数を5年以上とすることができる。	平素の勤務成績が優良な者
	退職する者	勤続20年以上で、うち現階級(職)が、警部(警察行政職員は係長職)以下の階級(職)への昇任の場合は3年以上、警視への昇任の場合は5年以上。ただし、在職中の功績が特に顕著な者については、現階級(職)の年限によらないことができる。	平素の勤務成績が優良な者
(2) 二階級(職)上位の階級(職)への昇任	生命をとして職務を遂行し、特に顕著な功績があると認められる者で死亡した者	問わない。	問わない。
	生命をとして職務を遂行し、特に功労抜群で一般の模範と認められる者で、障害の状態になり退職する者	勤続20年以上(うち現階級(職)1年以上)	平素の勤務成績が優良な者
(3) 特例	死亡した者又は退職した者に対する昇任は、死亡又は退職の日に <u>さかのぼって</u> これを行うものとする。		
(4) 備考	警察行政職員については、事務系、一般技術系、医療技術系及び技能系の職種(技能Ⅱを除く。)に適用する。		

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案

別表第9の3（第15条関係）

選抜昇任の選考実施基準								
階級等\種別	一部	二部	専門	音楽隊員	航空機操縦員	柔剣道指導員	特別捜査官	
巡査部長	勤務年数	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
	術技	柔道、剣道又は合気道いずれか初段以上で、かつ、逮捕術が1級以上及び拳銃操作法が有級の者				柔剣道いずれか5段以上、かつ、逮捕術が4段以上の者		
	勤務成績	(現行のとおり)	(現行のとおり)					
	選考方法	(現行のとおり)						
警部補	勤務年数	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
	術技	(現行のとおり)				(現行のとおり)	(現行のとおり)	
	勤務成績	(現行のとおり)						
	選考方法	(現行のとおり)						
警部	勤務年数	(現行のとおり)						
	勤務成績	(現行のとおり)						
	選考方法	(現行のとおり)						

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

現 行

別表第9の3（第15条関係）

選抜昇任の選考実施基準							
階級等\種別	一部	二部	専門	音楽隊員	航空機操縦員	柔剣道指導員	特別捜査官
巡査部長	勤務年数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	術 技	柔道、剣道又は合気道いずれか初段以上で、かつ、逮捕術及び拳銃操法が有級の者				柔剣道いずれか5段以上で、かつ、逮捕術上級の者	
	勤務成績	(略)	(略)				
	選考方法	(略)					
警部補	勤務年数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	術 技	(略)				(略)	(略)
	勤務成績	(略)					
	選考方法	(略)					
警 部	勤務年数	(略)					
	勤務成績	(略)					
	選考方法	(略)					

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表第10（第16条関係）				別表第10（第16条関係）			
巡査部長昇任試験実施基準							
種別 条件		一般		専門			
		一部	二部				
受験資格	勤務年数	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)			
	術技	柔道、剣道又は合気道いずれか初段以上、かつ、逮捕術が1級以上及び拳銃操法が有級の者					
試験科目及び方法	一次	(現行のとおり)					
	二次	(現行のとおり)					
	三次	(現行のとおり)					
合格基準		(現行のとおり)					
その他		(現行のとおり)					
巡査部長昇任試験実施基準							
種別 条件		一般		専門			
		一部	二部				
受験資格	勤務年数	(略)		(略)		(略)	
	術技	柔道、剣道又は合気道いずれか初段以上で、かつ、逮捕術及び拳銃操法が有級の者					
試験科目及び方法	一次	(略)					
	二次	(略)					
	三次	(略)					
合格基準		(略)					
その他		(略)					

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

別表第11（第17条関係）

警部補昇任試験実施基準		
種別 条件	一般	専門
受験資格	勤務年数	(現行のとおり)
	術技	柔道、剣道又は合気道いずれか初段以上、かつ、逮捕術が1級以上及び拳銃操法が有級の者
試験科目及び方法	一次	(現行のとおり)
	二次	(現行のとおり)
	三次	(現行のとおり)
合格基準	(現行のとおり)	
その他	(現行のとおり)	

別表第12から別表第14まで（現行のとおり）

別表第11（第17条関係）

警部補昇任試験実施基準		
種別 条件	一般	専門
受験資格	勤務年数	(略)
	術技	柔道、剣道又は合気道いずれか初段以上で、かつ、逮捕術及び拳銃操法が有級の者
試験科目及び方法	一次	(略)
	二次	(略)
	三次	(略)
合格基準	(略)	
その他	(略)	

別表第12から別表第14まで（略）

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

別表第15（第21条、第30条関係）

係長職昇任選考実施基準					
警察官	種別条件		一部	専門	
	選考資格		(現行のとおり)	(現行のとおり)	
	選考方法		(現行のとおり)	(現行のとおり)	
	合格基準		(現行のとおり)		
警察行政職員	種別条件		事務・一般技術・医療技術系		技能系・業務系
			一部	二部	
	選考資格		(現行のとおり)	(現行のとおり)	別表第20の2級職として4年以上の勤務実績を有し、かつ、年齢が <u>63歳未満</u> の者
	選考方法	一般事務	(現行のとおり)	(現行のとおり)	1 論文考査 2 個人面接による人物考査
		上記以外の職務	(現行のとおり)		
	合格基準		(現行のとおり)		
備考		(現行のとおり)			

別表第15（第21条、第30条関係）

係長職昇任選考実施基準					
警察官	種別条件		一部	専門	
	選考資格		(略)	(略)	
	選考方法		(略)	(略)	
	合格基準		(略)		
警察行政職員	種別条件		事務・一般技術・医療技術系		技能系・業務系
			一部	二部	
	選考資格		(略)	(略)	別表第20の2級職として4年以上の勤務実績を有し、かつ、年齢が <u>58歳未満</u> の者
	選考方法	一般事務	(略)	(略)	1 論文考査 2 個人面接による人物考査
		上記以外の職務	(略)		
	合格基準		(略)		
備考		(略)			

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

別表第16（第22条、第31条関係）

指定係長職昇任実施基準		
警察官	昇任資格	(現行のとおり)
	実施方法	(現行のとおり)
警察行政職員	対象職種	(現行のとおり)
	昇任資格	別表第20の3級職として3年以上の勤務実績を有し、かつ、年齢が42歳以上 <u>6.3歳未満</u> の者
	実施方法	(現行のとおり)

別表第17から別表第21まで（現行のとおり）

別表第16（第22条、第31条関係）

指定係長職昇任実施基準		
警察官	昇任資格	(略)
	実施方法	(略)
警察行政職員	対象職種	(略)
	昇任資格	別表第20の3級職として3年以上の勤務実績を有し、かつ、年齢が42歳以上 <u>5.8歳未満</u> の者
	実施方法	(略)

別表第17から別表第21まで（略）

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

別表第22（第29条関係）

副主査職昇任選考実施基準			
種別 条件	事務・一般技術・医療技術系		技能系・業務系
	一部	二部	
選考資格	(現行のとおり)	(現行のとおり)	別表第20の1級職として 16年以上在職し、かつ、年齢が <u>65歳未満</u> の者
選考方法	一般事務	(現行のとおり)	1 論文考査 2 個人面接による人物考査
	上記以外の職務		
合格基準	(現行のとおり)		
備考	1 有用な前職歴を有する者の選考資格については、都の基準に基づき在職年数に通算できるものとする。 2 医療技術系職種のⅡ類採用者のうち、3年制短期大学卒業の者及びこれに準ずると人事委員会が認める者の選考資格については、都の基準に基づき在職年数を1年短縮する。 3 看護師採用選考による採用者については、Ⅱ類採用者を同様とする。ただし、3年制短期大学卒業の者及びこれに準ずると人事委員会が認める者の選考資格については1年、大学卒業の者の選考資格については2年、それぞれ都の基準に基づき在職年数を短縮する。 4 技能系・業務系は、自動車運転、自動車整備、機械管理、海技及び技能Ⅰの職種に適用する。		

別表第23（第28条関係）

2級職昇任選考実施基準	
対象職種	(現行のとおり)
選考資格	1級職として16年以上在職し、かつ、 <u>65歳未満</u> の者。ただし、有用な前職歴を有する者については、都の定める基準により在職年数に通算できるものとする。
選考方法	(現行のとおり)

別表第22（第29条関係）

副主査職昇任選考実施基準			
種別 条件	事務・一般技術・医療技術系		技能系・業務系
	一部	二部	
選考資格	(略)	(略)	別表第20の1級職として 16年以上在職し、かつ、年齢が <u>60歳未満</u> の者
選考方法	一般事務	(略)	1 論文考査 2 個人面接による人物考査
	上記以外の職務		
合格基準	(略)		
備考	1 有用な前職歴を有する者の選考資格については、都の基準に基づき在職年数に通算できるものとする。 2 医療技術系職種のⅡ類採用者のうち、3年制短期大学卒業の者及びこれに準ずると人事委員会が認める者の選考資格については、都の基準に基づき在職年数を1年短縮する。 3 看護師採用選考による採用者については、Ⅱ類採用者を同様とする。ただし、3年制短期大学卒業の者及びこれに準ずると人事委員会が認める者の選考資格については1年、大学卒業の者の選考資格については2年、それぞれ都の基準に基づき在職年数を短縮する。 4 技能系・業務系は、自動車運転、自動車整備、機械管理、海技及び技能Ⅰの職種に適用する。		

別表第23（第28条関係）

2級職昇任選考実施基準	
対象職種	(略)
選考資格	1級職として16年以上在職し、かつ、 <u>60歳未満</u> の者。ただし、有用な前職歴を有する者については、都の定める基準により在職年数に通算できるものとする。
選考方法	(略)

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

別表第24（第28条の2関係）

3級職昇任選考実施基準	
対象職種	（現行のとおり）
選考資格	2級職として4年以上の勤務実績を有し、かつ、54歳以上 <u>65歳未満</u> の者
選考方法	（現行のとおり）

別記様式第1から別記様式第7まで（現行のとおり）

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）及び暫定再任用短時間勤務職員（改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、この訓令による改正後の警視庁職員任用規程（以下「規程」という。）第9条の2及び第36条の3に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、これらの規定を適用する。ただし、暫定再任用職員における規程第9条の2の適用については、同条第1項中「警察官は巡査部長以下の階級、警察行政職員は警視庁行政職員主任職任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第4号）に定める主任の職以下」とあるのは「退職時の階級又は職以下」とする。

3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の任期は、

別表第24（第28条の2関係）

3級職昇任選考実施基準	
対象職種	（略）
選考資格	2級職として4年以上の勤務実績を有し、かつ、54歳以上 <u>60歳未満</u> の者
選考方法	（略）

別記様式第1から別記様式第7まで（略）

1年以内とする。

4 施行日から令和13年3月31日までの間における規程別表第1の2、別表第1の3、別表第3、別表第15、別表第16、別表第22、別表第23及び別表第24の適用については、規程別表第1の2、別表第1の3、別表第3、別表第22、別表第23及び別表第24中「65歳」とあるのは、施行日から令和7年3月31日までの間（以下この項において「第1期間」という。）においては「61歳」、同年4月1日から令和9年3月31日までの間（以下この項において「第2期間」という。）においては「62歳」、同年4月1日から令和11年3月31日までの間（以下この項において「第3期間」という。）においては「63歳」、同年4月1日から令和13年3月31日までの間（以下この項において「第4期間」という。）においては「64歳」とし、規程別表第15及び別表第16中「63歳」とあるのは、第1期間においては「59歳」、第2期間においては「60歳」、第3期間においては「61歳」、第4期間においては「62歳」とする。

東京消防庁職員任用規程（昭和61年7月東京消防庁訓令第37号）の一部を次のように改正する。

改正前欄に掲げる規定の下線を付した、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分又は波線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第1条 [略] （用語の定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各行に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 職員 消防吏員及び消防吏員以外の職員（以下「一般職員」という。）をいう。（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員を含む。）</p> <p><u>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用（法第22条の4第1項の規定により採用することをいう。）した職員をいう。</u></p> <p>(3)～(11) [略]</p> <p>(12) 勤務年数 採用以来の在職年数をいう。<u>ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14条1項の規定に基づき、消防事務を委託したことにより職員となった者については、当該市町村における消防吏員としての期間を通算するものとする。</u></p> <p>（消防吏員の採用試験並びに採用選考の基準及び方法）</p> <p>第3条 消防吏員（<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員を除く。</u>）の採用の基準及び方法は、別表第1及び別表第1の2のとおりとする。</p>	<p>第1条 [同左] （用語の定義）</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>(1) 職員 消防吏員及び消防吏員以外の職員（以下「一般職員」という。）をいう。（<u>再任用職員及び任期付職員を含む。</u>）</p> <p><u>(2) 再任用職員 再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）した職員をいう。</u></p> <p>(3)～(11) [同左]</p> <p>(12) 勤務年数 採用以来の在職年数をいう。<u>ただし、昭和23年3月7日以前の警視庁、皇宮警察部から引き続き東京消防庁に在職する者については、その期間を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、消防事務を委託したことにより職員となった者については、当該市町村における消防吏員としての期間を、それぞれ通算するものとする。</u></p> <p>（消防吏員の採用試験並びに採用選考の基準及び方法）</p> <p>第3条 消防吏員（<u>再任用職員及び任期付職員を除く。</u>）の採用の基準及び方法は、別表第1及び別表第1の2のとおりとする。</p>

<p>(一般職員の採用試験並びに採用選考の基準及び方法)</p> <p>第4条 一般職員(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員を除く。)の採用の基準及び方法は、別表第2のとおりとする。ただし、これによりがたい場合には、東京都人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員の採用の基準及び方法)</p> <p>第5条 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員の採用の基準及び方法は、別表第3のとおりとする。</p> <p>第6条～第7条 [略]</p> <p>(採用試験選考委員会)</p> <p>第8条 職員(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員を除く。)の採用のための試験又は選考を行わせるために、東京消防庁に採用試験選考委員会を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(再任用選考委員会)</p> <p>第9条 職員の定年前再任用のための選考を行わせるために、東京消防庁に再任用選考委員会を置く。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第10条～第19条 [略]</p> <p>別表第1 [略]</p>	<p>(一般職員の採用試験並びに採用選考の基準及び方法)</p> <p>第4条 一般職員(再任用職員及び任期付職員を除く。)の採用の基準及び方法は、別表第2のとおりとする。ただし、これによりがたい場合には、東京都人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>(再任用職員及び任期付職員の採用の基準及び方法)</p> <p>第5条 再任用職員及び任期付職員の採用の基準及び方法は、別表第3のとおりとする。</p> <p>第6条～第7条 [同左]</p> <p>(採用試験選考委員会)</p> <p>第8条 職員(再任用職員及び任期付職員を除く。)の採用のための試験又は選考を行わせるために、東京消防庁に採用試験選考委員会を置く。</p> <p>2～4 [同左]</p> <p>(再任用選考委員会)</p> <p>第9条 職員の再任用のための選考を行わせるために、東京消防庁に再任用選考委員会を置く。</p> <p>2～5 [同左]</p> <p>第10条～第19条 [同左]</p> <p>別表第1 [同左]</p>
--	--

別表第1の2 (第3条関係)

消防吏員の採用の基準及び方法(再採用)

採用 基準	国籍	[略]
	年齢等	[略] <u>1</u> 65歳未満の者 [2・3 略]
	身体	[略]
[略]		

別表第2 (第4条関係)

一般職員の採用の基準及び方法

採用区分			採用職種	受験資格	年齢	身体	方法
普通採用	試験職種	事務系・一般技術系・医療技術系 I類	事務 土木 建築 機械 電気 保健師	[略]	[略]	[略]	[略]
		III類	事務 土木 機械 電気				

別表第1の2 (第3条関係)

消防吏員の採用の基準及び方法(再採用)

採用 基準	国籍	[同左]
	年齢等	[同左] <u>1</u> 定年年齢未満の者 [2・3 同左]
	身体	[同左]
[同左]		

別表第2 (第4条関係)

一般職員の採用の基準及び方法

採用区分			採用職種	受験資格	年齢	身体	方法
普通採用	試験職種	事務系・一般技術系・医療技術系 I類	事務 土木 建築 機械 電気 保健師	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
		II類	事務				
		III類	事務 土木 機械 電気				

別表第3（第5条関係）

定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員の採用基準及び方法

区分	定年前再任用短時間勤務職員		[略]	[略]
採用基準	年齢60歳に達した日以後に退職した者で、その者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者		[略]	[略]
採用方法	試験	/		[略]
	選考			[略]
採用時の階級 (職)等	[略]		[略]	[略]

別表第4～別表第7 [略]

別表第3（第5条関係）

再任用職員及び任期付職員の採用基準及び方法

区分	再任用職員		[同左]	[同左]
採用基準	次のいずれかに該当する者 1 定年により退職した者 2 勤務延長後、退職した者 3 20年以上勤務して退職した者で退職後5年以内かつ定年年齢に達した者又は当該者で再任用されたことがある者		[同左]	[同左]
採用方法	試験	/		[同左]
	選考			[同左]
採用時の階級 (職)等	[同左]		[同左]	[同左]

別表第4～別表第7 [同左]

別表第8（第11条関係）

消防吏員（局長級を除く。）任用資格基準

[略]
[1～4 略]
5 別表第1の2により採用された者が、上位の職に任用されるために必要な在級年数は、当該採用時からの在級年数とする。

別表第9～別表第19 [略]

別表第20（第12条関係）

一般職員（技能系・業務系）昇任選考実施基準

区分		2級職	3級職	4級職
		[略]		
受験資格	勤務実績	1級職として16年以上の勤務実績を有し、年齢65歳未満の者	整備主任又は技能主任として4年以上の勤務実績を有し、年齢54歳以上65歳未満の者	整備主任として4年以上の勤務実績を有し、年齢63歳未満の者
	懲戒	[略]		
選考方法	第一次	1 小論文 2 面接考査 3 人事評価	[略]	[略]
	第二次			

別表第8（第11条関係）

消防吏員（局長級を除く。）任用資格基準

[同左]
[1～4 同左]
[新設]

別表第9～別表第19 [同左]

別表第20（第12条関係）

一般職員（技能系・業務系）昇任選考実施基準

区分		2級職	3級職	4級職
		[同左]		
受験資格	勤務実績	1級職として16年以上の勤務実績を有し、年齢60歳未満の者	整備主任又は技能主任として4年以上の勤務実績を有し、年齢54歳以上60歳未満の者	整備主任として4年以上の勤務実績を有し、年齢58歳未満の者
	懲戒	[同左]		
選考方法	第一次	1 面接考査 2 人事評価	[同左]	[同左]
	第二次			

別表第21～別表第27 [略]

別表第28 (第14条関係)

特例昇任の基準

区分	昇任させる階級	勤続年数	人事評価
[略]			
その他	危篤の場合	消防士長	消防士であって、勤続15年以上
		1階級上位の階級	消防士長以上であって、勤続15年以上(うち、現階級1年以上)
	退職の場合	消防士長	消防士であって、勤続15年以上
		1階級上位の階級	消防士長又は消防司令補であって、勤続15年以上(うち、現階級5年以上)
			消防司令又は消防司令長であって、勤続20年以上(うち、現階級5年以上)
			消防監又は消防正監として2年以上勤務し、現階級1年以上
			人事評価が優良な者
備考 法第28条の2第1項に基づく管理監督職勤務上限年齢制により降任した者は、降任前の階級を基準として取扱うものとする。			

備考 表中の [] の記載は注記である。

別表第21～別表第27 [同左]

別表第28 (第14条関係)

特例昇任の基準

区分	昇任させる階級	勤続年数	人事評価
[略]			
その他	危篤の場合	消防士長	消防士であって、勤続15年以上
		1階級上位の階級	消防士長以上であって、勤続15年以上(うち、現階級1年以上)
	退職の場合	消防士長	消防士であって、勤続15年以上
		1階級上位の階級	消防士長又は消防司令補であって、勤続15年以上(うち、現階級5年以上)
			消防司令又は消防司令長であって、勤続20年以上(うち、現階級5年以上)
			消防監又は消防正監として2年以上勤務し、現階級1年以上
			人事評価が優良な者
備考 法第28条の2第1項に基づく管理監督職勤務上限年齢制により降任した者は、降任前の階級を基準として取扱うものとする。			

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）は、この訓令による改正後の東京消防庁職員任用規程第2条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。ただし、第5条については適用除外とし、採用基準及び方法については、次のとおりとする。

採用基準	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第75号）附則第3条及び第4条の規定による
採用方法	退職前（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員として従事した期間を含む。）の人事評価、面接考査、健康・体力審査
採用時の階級（職）等	退職時の階級（職）又は下位の階級（職）

- 3 令和12年度までの以下の採用及び昇任選考に係る受験上限年齢については、以下の各別表の規定にかかわらず次に定めるとおりとする。

- (1) 別表第1の2に定める消防吏員の採用の基準及び方法（再採用）
 (2) 別表第2に定める一般職員の採用の基準及び方法のうち、看護師（看護師免許を有する者）採用選考
 (3) 別表第20に定める一般職員（技能系・業務系）昇任選考実施基準のうち、整備主任、技能主任、担任整備長及び担任技能長昇任選考

年度	5・6	7・8	9・10	11・12
受験上限年齢（歳）	61	62	63	64

- 4 別表第20に定める一般職員（技能系・業務系）昇任選考実施基準のうち、令和12年度までの整備長及び統括整備長昇任選考における受験上限年齢については、別表第20の規定にかかわらず次に定めるとおりとする。

年度	5・6	7・8	9・10	11・12
受験上限年齢（歳）	59	60	61	62

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）

新旧対照表（抄）

改正案

現行

第一条から第三条の三まで（現行のとおり）

第一条から第三条の三まで（略）

（成績率）

（成績率）

第三条の四（現行のとおり）

第三条の四（略）

一 指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）のうち法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千六百八十以上一万分の一万三千百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合

一 指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）のうち法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の一万百二十以上一万分の一万三千七百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合

二（現行のとおり）

二（略）

三 期末手当規則第三条の二第一項に規定する行（一）四級等職員（以下「行（一）四級等職員」という。）のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万一千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

三 期末手当規則第三条の二第一項に規定する行（一）四級等職員（以下「行（一）四級等職員」という。）のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万二千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

四 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千五百六十七・五以上一万分の一万六千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

四 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の一万十二・五以上一万分の一万六千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

五 前四号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千六百七

五 前四号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の一万百二十

<p>十五以上一万分の一万五千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>六 局長級職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千六十以上一万分の六千八百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>七 行(一)五級等職員及び行(一)四級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千五百六十二・五以上一万分の九千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>八 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千六百七十二・五以上一万分の六千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>九 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の四千七百二十五以上一万分の六千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>2から6まで (現行のとおり)</p> <p>第四条から第九条まで (現行のとおり)</p> <p>別表第一及び別表第二 (現行のとおり)</p>	<p>五以上一万分の一万五千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>六 局長級職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千二百八十以上一万分の七千九百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>七 行(一)五級等職員及び行(一)四級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千七百八十五以上一万分の一万以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>八 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千八百九十五以上一万分の六千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>九 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の四千九百五十以上一万分の六千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>第四条から第九条まで (略)</p> <p>別表第一及び別表第二 (略)</p>
--	---

改正案	現行
<p>第一条から第三条の三まで（現行のとおり） （成績率）</p> <p>第三条の四（現行のとおり）</p> <p>一 条例第二十四条第二項の表に規定する教育五級等職員（以下「教育五級等職員」という。）のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万一千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>二 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千五百六十七・五以上一万分の一万六千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千六百七十五以上一万分の一万五千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>四 教育五級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千五百六十二・五以上一万分の九千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>五 別表第一上欄に掲げる給料表に依りて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千六百七十二・五以上一万分の六千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>六 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一</p>	<p>第一条から第三条の三まで（略） （成績率）</p> <p>第三条の四（略）</p> <p>一 条例第二十四条第二項の表に規定する教育五級等職員（以下「教育五級等職員」という。）のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万二千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>二 別表第一上欄に掲げる給料表に依りて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の一万二千・五以上一万分の一万六千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の一万百二十五以上一万分の一万五千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>四 教育五級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千七百八十五以上一万分の一万以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>五 別表第一上欄に掲げる給料表に依りて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千八百九十五以上一万分の六千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>六 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一</p>

<p> 万分の四千七百二十五以上一万分の六千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 2から6まで (現行のとおり) 第四条から第九条まで (現行のとおり) 別表第一から別表第三まで (現行のとおり) </p>	<p> 万分の四千九百五十以上一万分の六千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合 2から6まで (略) 第四条から第九条まで (略) 別表第一から別表第三まで (略) </p>
---	---

職員の給料の調整額に関する規則（昭和四十七年東京都規則第百六十一号）新旧対照表（抄）

改正案		現行	
<p>第一条から第三条まで（現行のとおり） 別表（第二条関係） イ 調整額の区分一から八まで</p>		<p>第一条から第三条まで（略） 別表（第二条関係） イ 調整額の区分一から八まで</p>	
環境局 （現行のとおり）	勤務箇所 福祉局 子供・子育て支援 部育成支援課	環境局 （略）	勤務箇所 福祉保 高齢社会対策部施 設支援課
（現行のとおり）	児童養護施設の生活棟にお いて、昼夜を通して、児童の養 護及び自立支援の業務に従事 することを本務とする福祉	（略）	精神科病棟において、昼夜 を通して、患者の看護の業務に 従事することを本務とする看 護師
調整額の区 分	二	調整額の区 分	四
職務	1 病棟（精神科病棟を除 く。）において、昼夜を通 し、患者の看護の業務に従 事することを本務とする看 護師 2 病棟における患者の看護 等のため、深夜（午後十時 等のため、深夜（午後十時	職務	1 病棟（精神科病棟を除 く。）において、昼夜を通 し、患者の看護の業務に従 事することを本務とする看 護師 2 病棟における患者の看護 等のため、深夜（午後十時 から翌日の午前五時までの 間をいう。以下同じ。）に わたる勤務を常例とする看 護長
調整額の区 分	二	調整額の区 分	二

	障害者施策推進部 施設サービス支援課	<p>3 手術室において、患者の手術の業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師</p> <p>救急医療業務に従事するため深夜にわたる勤務を常例とする看護師</p> <p>(現行のとおり)</p>	(削除)	<p>から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。)にわたる勤務を常例とする看護師</p>
	(削除)	—	(削除)	(現行のとおり)

<p>3 手術室において、患者の手術の業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師</p> <p>救急医療業務に従事するため深夜にわたる勤務を常例とする看護師</p>	<p>成支援課</p> <p>少子社会対策部育</p>	<p>障害者施策推進部 施設サービス支援課</p> <p>都立病院支援部 人調整課</p>	<p>1 精神科病棟、精神医療の専門病院の病棟又は脳・神経難病医療の専門病院の病棟において、昼夜を通し、患者の看護又は保育の業務に従事することを本務とする看護師及び福祉(総務局長が指定する者に限る。)</p> <p>2 精神医療の専門病院又は脳・神経難病医療の専門病院において、患者の看護等</p>	<p>3 手術室において、患者の手術の業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師</p> <p>救急医療業務に従事するため深夜にわたる勤務を常例とする看護師</p>
—	—	(略)	四	(略)

	(削除)
	(削除)

<p>のため、深夜にわたる勤務を常例とする看護長（総務局長が指定する者に限る。）</p> <p>3 神経科病棟において、昼夜を通し、患者の看護及び精神科救急医療業務に従事することを本務とする看護師（総務局長が指定する者に限る。）</p>	<p>1 病棟において、昼夜を通し、患者の看護の業務に従事することを本務とする保健師、助産師及び看護師（区分四の適用を受ける者を除く。）</p> <p>2 患者の看護等のため、深夜にわたる勤務を常例とする看護長（区分四の適用を受ける者を除く。）</p> <p>3 手術室において、患者の手術の業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師（総務局長が指定する者に</p>
	二

(削除)	萩山実務学校誠明 学園から中部総合 精神保健福祉セン ターまで	(削除)	
(削除)	(現行のとおり)	(削除)	(削除)
	(現行のと おり)	(削除)	(削除)

食肉衛生検査所	萩山実務学校誠明 学園から中部総合 精神保健福祉セン ターまで	監察医務院	
一般技能（生体検査所及び	(略)	一般技能（死体解剖補助業 務従事者に限る。）	4 救急室において、救急医 療業務に従事することを本 務とし、深夜にわたる勤務 を常例とする看護師（総務 局長が指定する者に限 る。）
	(略)	八の(1)	1 手術室において、患者の 手術の業務に従事すること を本務とし、深夜にわたる 勤務を常例とする看護師 （総務局長が指定する者に 限る。） 2 救急医療業務に従事する ため深夜にわたる勤務を常 例とする保健師、助産師及 び看護師（総務局長が指定 する者に限る。）

		<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>
<p>保健医療局 人調整課</p>	<p>保健医療局 人調整課</p>	<p>1 精神科病棟、精神医療の専門病院の病棟又は脳・神経難病医療の専門病院の病棟において、昼夜を通し、患者の看護又は保育の業務に従事することを本務とする看護師及び福祉（総務局長が指定する者に限る。）</p> <p>2 精神医療の専門病院又は脳・神経難病医療の専門病院において、患者の看護等のため、深夜にわたる勤務を常例とする看護長（総務局長が指定する者に限る。）</p> <p>3 神経科病棟において、昼夜を通し、患者の看護及び精神科救急医療業務に従事</p>	<p>(削除)</p>
<p>四</p>			<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>動物愛護相談センター</p>	<p>処理室における食肉検査補助業務従事者に限る。）</p> <p>狂犬病予防技術員及び自動車運転（狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第六条第二項の業務従事者に限る。）</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>七</p>
<p>(新設)</p>			<p>七</p>

<p>することを本務とする看護師（総務局長が指定する者に限る。）</p>	<p>1 病棟において、昼夜を通し、患者の看護の業務に従事することを本務とする保健師、助産師及び看護師（区分四の適用を受ける者を除く。）</p>	<p>2 患者の看護等のため、深夜にわたる勤務を常例とする看護長（区分四の適用を受ける者を除く。）</p>	<p>3 手術室において、患者の手術の業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師（総務局長が指定する者に限る。）</p>	<p>4 救急室において、救急医療業務に従事することを本務とし、深夜にわたる勤務を常例とする看護師（総務局長が指定する者に限る。）</p>
--------------------------------------	--	---	---	---

二

（新設）

（新設）

中央卸 売市場 及び建 設局	(現行のとおり)	動物愛護相談セン ター	食肉衛生検査所	監察医務院	
	(現行のとおり)	狂犬病予防技術員及び自動 車運転(狂犬病予防法(昭和 二十五年法律第二百四十七 号)第六条第二項の業務従事 者に限る。)	業務従事者に限る。)	一般技能(死体解剖補助業 務従事者に限る。)	1 手術室において、患者の 手術の業務に従事すること を本務とし、深夜にわたる 勤務を常例とする看護師 (総務局長が指定する者に 限る。)
	(現行のと おり)	七	七	八の(1)	2 救急医療業務に従事する ため深夜にわたる勤務を常 例とする保健師、助産師及 び看護師(総務局長が指定 する者に限る。)

中央卸 売市場 及び建 設局	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	
	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

ロ 調整額の区分九		
勤務箇所	職務	調整額の区分
総務局小笠原支庁 環境局総務部 保健医療局総務部 保健医療局健康安全 研究センター 産業労働局商工部 産業労働局農林水産 部 産業労働局皮革技術 センター 産業労働局島しょ農 林水産総合センター	(現行のとおり)	(現行のとおり)

ロ 調整額の区分九		
勤務箇所	職務	調整額の区分
総務局小笠原支庁 環境局総務部 福祉保健局総務部 福祉保健局健康安全 研究センター 産業労働局商工部 産業労働局農林水産 部 産業労働局皮革技術 センター 産業労働局島しょ農 林水産総合センター	(略)	(略)

改正案

現行

第一条から第五条まで
（現行のとおり）
別表（第二条関係）

第一条から第五条まで（略）
別表（第二条関係）

手当番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
3 び1及び2	防疫等業務手当 （現行のとおり）	(1) 保健所、健康安全研究センター又は保健医療局感染症対策部に所属する職員（総務局長が指定する者に限る。）が、次に掲げる疾病に係る患者の検体採取、移送その他の業務又は感染症病原体その他これに準ずるもの（総務局長が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき。 ア及びイ（現行のとおり） (2)及び(3)（現行のとおり）	（現行のとおり） （現行のとおり）	（現行のとおり）
4	精神神経疾患診療等業務手当	(1)（現行のとおり） (2) 福祉局障害者施策推進部精神保健医療課に所属する職員が、同課分室において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十七条	（現行のとおり） （現行のとおり）	

手当番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
3 び1及び2	防疫等業務手当 （略）	(1) 保健所、健康安全研究センター又は福祉保健局感染症対策部に所属する職員（総務局長が指定する者に限る。）が、次に掲げる疾病に係る患者の検体採取、移送その他の業務又は感染症病原体その他これに準ずるもの（総務局長が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき。 ア及びイ（略） (2)及び(3)（略）	（略） （略）	（略）
4	精神神経疾患診療等業務手当	(1)（略） (2) 福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課に所属する職員が、同課分室において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十	（略） （略）	

5か	
ら15	
まで	
(現行のとおり)	
(現行のとおり)	第三項の規定に基づく立 会業務に従事したとき。 (3)から(5)まで (現行のと おり)
(現行のと おり)	(現行の と おり)
(現行のと おり)	

5か	
ら15	
まで	
(略)	
(略)	七条第三項の規定に基づ く立会業務に従事したと き。 (3)から(5)まで (略)
(略)	(略)
(略)	

改正案	現行
<p>第一条から第二十四条まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>1から4まで（現行のとおり）</p> <p>5 前三項の規定は、東京都職員の特種勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）附則第四項に規定する規則で定める日限り、その効力を失う。ただし、同日までに附則第二項の規定により支給することとなった報酬で同日後に支給するもの及び附則第三項の支給日が属する支給期間に係る期末手当については、前三項の規定は、同条例附則第四項に規定する規則で定める日後も、なお効力を有する。</p> <p>別表第一及び別表第二（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十四条まで（略）</p> <p>附則</p> <p>1から4まで（略）</p> <p>5 前三項の規定は、東京都職員の特種勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）附則第四項に規定する規則で定める日（以下「失効する日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効する日前に附則第二項の規定により支給することとなった報酬で失効する日以後に支給するもの及び附則第三項の支給日が属する支給期間に係る期末手当については、前三項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。</p> <p>別表第一及び別表第二（略）</p>

改正案

現行

第一条から第三十四条まで（現行のとおり）
 別表第一及び別表第二（現行のとおり）
 別表第三（第二十二条関係）

第一条から第三十四条まで（略）
 別表第一及び別表第二（略）
 別表第三（第二十二条関係）

経験区分	教育職員としての経験年数等		時間額（円）
	経験年数		
一から九まで	（現行のとおり）		（現行のとおり）
十	九年以上十年未満		二、五九〇
十一	十年以上十一年未満		二、六七〇
十二	十一年以上十二年未満		二、七九〇
十三	十二年以上十三年未満		二、八七〇
十四	十三年以上十四年未満		二、九七〇
十五	十四年以上十五年未満		三、〇六〇
十六	十五年以上十六年未満		三、一六〇
十七	十六年以上十七年未満		三、二六〇
十八	十七年以上		三、三六〇

経験区分	教育職員としての経験年数等		時間額（円）
	経験年数		
一から九まで	（略）		（略）
十	九年以上十年未満		二、五八〇
十一	十年以上十一年未満		二、六六〇
十二	十一年以上十二年未満		二、七八〇
十三	十二年以上十三年未満		二、八六〇
十四	十三年以上十四年未満		二、九六〇
十五	十四年以上十五年未満		三、〇五〇
十六	十五年以上十六年未満		三、一五〇
十七	十六年以上十七年未満		三、二五〇
十八	十七年以上		三、三五〇

改正案			現行		
第一条から第三十八条まで（現行のとおり） 別表第一及び別表第二（現行のとおり） 別表第三（第二十六条関係）					
一日の勤務時間が七時間四十五分の日勤講師	報酬額（月額）	一九四、八〇〇円	一日の勤務時間が七時間四十五分の日勤講師	報酬額（月額）	一九四、四〇〇円
一日の勤務時間が五時間の日勤講師	報酬額（月額）	一四一、四〇〇円	一日の勤務時間が五時間の日勤講師	報酬額（月額）	一四一、一〇〇円
第一条から第三十八条まで（略） 別表第一及び別表第二（略） 別表第三（第二十六条関係）					